

## 第5回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成22年2月9日（月） 午後2時～5時  
場 所 市役所601会議室  
出席者 委員長・副委員長他委員5名（委員2名欠席）  
事務局：財務部長、財政課長、財政課長補佐  
地域文化課長、中央公民館長

- 1 開会
- 2 資料説明
- 3 検討のまとめ
- 4 その他
- 5 閉会

## 資料

資料1 第4回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

資料2 小平市受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書（案）

○委員長 それでは、本日、大変お忙しい中、委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから第5回小平市受益者負担の適正化検討委員会を開催いたします。

なお、柴田委員と古本委員が急用のためやむを得ず本日の委員会を欠席するというご連絡をいただいています。山川財務部長については、会議が重なっているために途中で退席されますので、ご了承いただきたいと思います。

きょう、傍聴人はいらっしゃらないですね。

○事務局 ええ、今のところ傍聴者はいません。

○委員長 それでは、次第に従いまして、資料の説明からお願いをしたいと思います。

○事務局 資料1でございますが、前回の委員会の会議録でございます。各委員にご確認をいただいたところでございますが、現在、ホームページに掲載しています。

次に、資料2でございますが、小平市受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書（案）でございます。この報告書は、本委員会での検討をいただいた内容につきまして報告書形式でまとめたものでございます。

それでは、1ページの「1はじめに」をごらんください。

「1はじめ」では、本委員会は、市長から委託を受けて、昨年7月に策定しました庁内の検討結果報告書をもとに検討して、公民館等の関係者からの意見聴取や施設責任者からの説明などから問題点とか実態を把握して、さまざまな視点から検討した上で見直し方法についてまとめた旨の記載がしてございます。

続いて、2ページでございますが、「2見直し内容の背景」でございます。

こちらは、世論調査の結果と市民意識とがかけ離れているという実態、また、それにもかかわらずこれまで減免についての見直しがされなかったこと、財政面では、市の収入減とか経費の増から、現在、免除している使用料を確保するために、既存の事業の削減とか、将来の負担が必要になるという旨の説明をしております。

次に、3ページでございますが、「3検討の経過」でございます。

1ページと大分重複する点もございますが、これまでの検討経過について簡単に記載してあります。

続いて、4ページになりますが、「4使用料の現状」ということでございます。

各施設の免除率、税金等の負担率などの実態を記載してございます。この実態に対して、利用する市民と利用しない市民とで負担の公平さに欠けているという委員さんのご意見がある旨を記載してございます。

続きまして、5ページでございますが、受益者負担の適正化の基本的な考え方でございます。

基本的な考え方といたしましては、庁内の検討結果と同様に、受益者負担の原則、算定方法の明確化、減額・免除の見直しという三つの考え方を記載してございまして、その見直しについての三つの考え方について見直しを行ったということを記載してございます。

次の6ページでございますが、こちらが本報告書の一番重要な内容でございまして、検討結果のまとめになります。

これまでの本委員会での検討結果をまとめたものでございますが、6ページから8ページにかけての記載となります。6ページの(1)使用料・手数料について、(2)減額・免除について、それから、8ページの(3)施設運営についてという三つの項目立てで記載しております

6ページの(1)の使用料・手数料についてでございまして、各施設の使用料及び手数料の料金設定は、適切としてあります。使用料・手数料は原価計算に基づき料金設定を行って、これまでも設定した料金を定期的に見直しており、原価と料金に一定以上の乖離が生じた場合は料金の改定を行っているということでございますので、その確認ができたということで、適切であるという記載をしております。

次に、(2)の減額・免除についてでございまして、集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東、福社会館、公民館等の公共施設の利用は、原則としてすべて有料という考え方を示してあります。ただし、公共性の高い団体、障がい者団体、官公署が利用する場合は免除ということでございます。

このうち、公共性の高い団体については、6ページの下段でご説明してございますが、集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東につきましては、自治会、PTA団体、子ども会、地域

活動・福祉活動を行う団体とする定義でございます。また、福祉会館につきましては、老人クラブと社会福祉活動を行う団体とする定義でございます。公民館につきましては、自治会、PTA団体、子ども会という団体が公共性の高い団体との定義をしてございます。

7ページの上段でございますが、趣味・娯楽を目的とする団体についての記載でございます。

趣味・娯楽を目的とする団体につきましては、文化活動を通じて地域活動に貢献しているなど、公共性を有する面が見られるために使用料を50%減額としております。また、公民館において一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体につきましては、社会教育団体としての性格を配慮して使用料を50%減額という形で説明してございます。

この意見に対しまして委員さんから反対意見があったわけでございますが、その旨の反対意見についてもここで記載をしているところでございます。

また、7ページ、一番下段でございますが、市民総合体育館等につきましては、減額・免除の基準を現行では詳細に定めており、免除率も低いことから、おおむね適切であると判断いたしました。しかし、新たに障がい者に対する使用料の免除が必要である旨を記載してございます。

次の8ページは、これらの免除につきまして、施設別、免除区分別に表にしてあらわしているところでございます。

8ページ下段の(3)施設運営についてでございますが、これも委員からご意見があったところでございますが、地域センター、公民館につきましては、ほぼ利用者及び利用形態が同じであることから、効率的な財政運営や市民サービスの向上の観点から、コミュニティ行政と社会教育行政を一体化して、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態の検討を図ることが望まれますという提案を示してございます。

次に、9ページでございますが、見直しによる使用料の影響でございます。

6の検討結果のまとめにより、実際にその使用料がどうなるかということを示したページでございます。結果といたしましては、おおむね市の使用料はおおよそ3,800万円ほどの収入増となる推計結果が出ております。

各施設別では、集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東では約1,000万円、福祉会館では約300万円、公民館では約2,500万円の増となっております。また、減免の率につきましては、それぞれの施設で現在90%台後半が、50から60%台に減少することが推計されております。

次の10ページでは、これまでの検討委員会におきまして各委員からご意見をいただきました内容を個別に記載してございます。これは、前回の第4回の際にお示した個別意見のまとめに、さらに前回の意見をいただいた内容を付け加え、記載しているものでございます。それが10ページから13ページにかけてでございます。

14ページ以降につきましては資料編ということで、委員名簿、それから、委員会の設置要綱、開催のスケジュール等を記載してございます。

内容については以上でございます。

そして、今後のスケジュールについてでございますが、今回の委員会においてご検討いただい

た結果を、次回の3月の第6回をもちまして最終の検討委員会とし、検討結果報告書をまとめていただければと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきましたけれども、全体的なまとめについてのご意見等については、また後ほど次第の3のところでお受けをしたいと思っておりますけれども、今、質問という形でご説明になったところについての質疑を行いたいと思っております。

ページを追って順にいったほうがわかりやすいと思っておりますので、まず1ページから、何か疑問な点があればおっしゃっていただければと思います。

また再度繰り返しますから、今質問し忘れても大丈夫ですけどね。とりあえず1ページから順を追っていきたく思います。いかがですか。はじめにのところですか。どうぞ。

○委員 2段落目の3行目の最後のところから、「利用者や施設関係者の意見を聴取し」とあるのですけれども、これは何のことを言っているのでしょうか。途中、八館会の方々とかからお話を伺ったことが、この意見を聴取したということになるのでしょうか。

○委員長 八館会の場合はその下に表記がありますね。そうすると、ここは何を指しているか、何を想定したのですか。

○事務局 意図するところは、利用者や施設関係者の意見を聴取し、機会を設け、その公民館の審議会の会長さん等にご意見をいただいたということの趣旨なのですけれども、少し文章が分かりづらいかもしれません。

○委員 そうですね。あるいは各委員さんで利用者の方もいますし、そうした利用者の意見として反映しながらとか、そういうことだったら分かるのですけれども、特に利用者の方に意見を聴取する場ということでは特にはなかったのかなという感じがしましたので。

○委員長 そうですね。本検討委員会としては、そのようなことはないということになりますので、カットしていただければと思います。

○事務局 それでは、訂正させていただきます。

○委員長 他にございますか。

○委員 他市の状況を盛り込まれたらどうかと思いました。

○委員長 そうですね。他の自治体の実態の調査報告を受けていますよね。それについても審議をしていますので、それについても盛り込んだ方がよろしいかと思います。

○事務局 3ページの検討経過に触れているのですが、「1はじめに」にも入れた方がいいということであれば入れさせていただきます。

○委員長 次に2ページに移りたいと思っております。

○委員 最後から5行目からの言葉なのですが、このような状態が続くと、現在、減額免除をしている云々、最後に、市債などの将来負担を次世代に負担してもらうことが予想されますということなのですが、意識としては非常に認識が甘いというのか、現時点で既に毎年44億円ぐらいの市の借入金を返済に充てているわけですね。それから、市債は9億から10億毎年発行しているわけですね。こういう現状を知っている市民がこの文章を見ると、今やっているのに、将来予

想されるのではなくて、何としても次世代には負担を避けなければならない、厳しい、というのか、もう少しびりっとした言葉にしないと、予想されますというのですね、確かに予想されるのですが、それを避けたいという意味を表明、表現しないと、ちょっと民間ではこういうことは通じないと思います。

○委員長 もう少しはっきりと、現状を踏まえながら。

○委員 そうですね。

○委員長 認識が少し甘いということですね。

○委員 ええ、私はそう見ます。大変恐縮ですが、現状の財政状況を勘案すると。

○委員長 その点を加味して、ちょっと文言訂正をさせていただきたいと思います。

○委員 そういう意味では、こちらにももう少し数字的な部分を盛り込んだ方がいいような気がしております。実際に施設の維持管理に今どれぐらいかかっている、実際、利用者からの収入はこれしかなくて、その差額は市が全部負担していると。その重さをやはり我々認識したからこそ今回こういった見直しを行っているわけですので、そこはもう少し、数字は実際にこれまでいただいた資料の中にもたくさん出ておりますので、そのあたりを少し引用させていただいて、見直しの背景にそういう非常に差し迫った状況があることを加筆いただければよろしいかと思えます。

○委員長 では、そのようにしていきたいと思えます。

○委員 そういう差し迫った部分というのはあるわけなのですけれども、市税を中心とした収入が減少しているということで、市民は一生懸命税金を払っているわけなのですよ、言われたとおりの金額を払っているわけなので、面と向かって収入が減少している、それは事実なのでしょうけれども、やっぱりどっちが上とか下とかというのではなく、市民が一定の市民サービスを受けるために市税を払っているというところがありますので、私は個人的にはそういう配慮の発言内容にさせていただきたいなど。だれしも、払ったから自由に使えるというのではないです、そうではないですけれども、やっぱりそうしたものをみんなでどういうことに使うかということをきっちり見ていきたいという市民もたくさんいると思えますので、そういったところも少し表現の中で入れていただけるとありがたいなと思えます。

もちろん、市債などの将来負担を次世代に負担してもらうことが予想されますということで、潤沢であればそういうことがないのかもしれませんが、いろんな、最近も生活保護費に充てるものを市債で賄うために補正予算を通したとか、市議会でもありますよね。そういったものは本当に必要だからやったわけなので、ですから、市の中で本当に必要なものについては市債を発行してでもやらなければいけない部分があって、その中で、できるだけ市民ができることはやっていかなければいけないし、公共施設の維持管理費なども増加しているということも事実、数値としては出てきてはおりますけれども、だから全員お金を払いなさいとするのであればこの検討委員会は要らないわけなので、そういうところも少し配慮した言葉にしてほしいなと思えます。

ただ、背景としてはそういったこともあるということはそれで構いませんので、前も副委員長おっしゃったように、少し数値的なものを入れて具体的ところで、具体的な数字にしゃべらせるとするか、余り文言でこういうふうに入れるというのは、税金を払っている身としてはどうな

のかなという気がちょっとします。

○委員長 そうですね。住民から見るとすると、自分たちは税金払って信託しているよということですね、それをうまく経営してくださいよと、こういう話になってきます。住民としては当然かもしれませんね、そういう意味では。経営努力というか、企業努力と同じように、いかに運営していくかということの中でのやりくりがあるかと思いますね。だから、税金の使い方の問題も出てくるかもしれませんね。

○委員 やはり4行目の、今後、子育てとか高齢者施策などの事業費、この二つの弱者をテーマに挙げるのは少しまずいと思うのですね。ほかの例を挙げるのだったらいいのですけどね。例えば、ルネこだいら含めた、ルネこだいらという言葉は要りませんが、かなりの資産を持っていますよね、資産の有効活用だとか、ですから、こういう一番弱いところはこちらへ置いといた方がスマートだと思います。

○委員 これは私が議論の中で発言したことを反映していただいたのかもしれませんがね。ここに書かれてあるとおりののですけれども、子育てや高齢者施策を削っていいのですかというふうに発言をしたのです。だから、それは削るわけにはいかないですよということ言葉の裏にあるわけですが、それが何かこういう形として反映していただいたのかなと思います。

○委員 子育てや高齢者が出てくる前段は、結局市の財政状況の話をしているわけですね。その中の、数ある中の二つでしょう。ですから、それは順番からいくと一番手をつけなきゃいかん最後だと思うのですね

だから、それをここに、委員の意見が反映されているよりも、その前段の文章からの関連で、財政状況の中で、もしこのまま続くとこうなるのですよと、その例として二つを挙げるのは非常に異質な感じがしますね。

○委員 ただ、何かその差し迫った感じというのは出るかなとは思っているのですけれども。

○副委員 でも、普通の人を読むとそのまま読んでしまうから、非常に誤解を招きかねないと思います。

○委員 これは事業費を削減することが前提に読んでしまいますから、普通に読めば。

○委員 市役所はこんなことを考えているのかと思いますよね。

○委員長 最初に、ここから手をつけるのかと、そういうイメージを与えてしまいますよね。それだけ厳しさがあるよということを言いたいのでしょうけれども、それはちょっと表現を変えなければいけないかもしれません。

○委員 それとまた少し、厳しさとはまた種類が違うのでないですか。

○委員長 ここは全面的にちょっと書き改めるところなので。

○委員 そうですね。文字どおり受益者負担をどうするかという議論をしているわけですので、今ある施設から便益等を受けている人たちが負担すべきところの見直し、線引きをやろうじゃないかという議論の本質、ここにもう一度、事務局と相談いたしまして検討させていただければと思います。

○委員 そうですね、数字を含めてね。

○委員長 見直しの背景については、今のところを加味した形で書き直しをさせていただいてよろしいですか。

○委員 お願いします。

○委員 「財政面を見ますと」というこのくだりを中心に、その前後もということになりますか。

○委員長 そう。数字を入れてね、根拠づけをしてやったほうがいいと思いますので、工夫をしてみたいというふうに思います。

○委員 先ほど他市の実態と申し上げたのは、狛江でしたか。そのことだけではなくて26市での状況というのも含めてのことでしたので、1市だけになってしまいますから、そこは少し変えていただいた方がと思います。

○委員長 近隣含め26市の状況を全部調査していただきましたからね。

○委員長 では4ページ、使用料の現状はいかがでしょうか。

○副委員 難しいですね。使用料の現状について分析をしなければいけないとか指摘をしなければいけないポイントは、公平さの問題だけかどうかというところがちょっと引っかかったのですが、冒頭でやっぱり財政状況といいますか、かかっているお金に対して、入っているお金のつり合いがとれていないことが今実は問題の本質ですし、その中の一つとしてこの公平さという問題、確かにあるのですけれども。

ただ、どうしたものですかね。この2行が必要かどうかですかね、この事実だけを述べるのであれば、公平性の話はこの後にも出てくることかと思しますので、ここでとりたてて不公平だという、公平さが欠けているのだというところを、この使用料の現状だけをとりて2行つけるというのは少し違和感があるのですけれども、皆さんはどうお感じになりますでしょうか。

○委員長 副委員長は問題の指摘をされているのですが、ただ1点の指摘しかないわけです、公平さの部分しかない。どうですか、違和感というか。

○委員 利用する市民からしてみれば、私たちは別に努力して利用しているわけで、利用しない人もどうぞ利用してくださいというだけの話になると思うので、どうなのでしょう、事の本質がそこだけではない気がするのでミスリードされてしまう。

○委員長 ここは現状なら現状だけを挙げたほうがいいのかもしれませんがね。そのような整理をさせていただいてよろしいですか。

○委員 と考えますと、4で触れるのがこの使用料の現状、免除率の話だけでいいのかという議論もまた結構あるのですけれども、先ほど、財政的な数字を加筆してということで、見直しの背景に入れてくださいというようなことを申し上げたのですが、実はこの4のところでは述べなければいけないのは、そういう今の受益者負担に関する課題というのが今まで議論されてきたことがもう少し入ってこないといけないのか、それとも、使用料の話だけなのであれば、どうなのでしょう。ちょっとこの4の位置づけというのでしょうか、ほかの委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。

○委員長 受益者負担ということで考えると、使用料だけではないし、減免だけの話ではないのですよね。現状認識がどうあるかというところについてはもう少し分析が必要なのかなという気

もしますけれども、ここに特化してこういう表現でいいのかどうかという、その辺も含めてご意見いただければと思います。

○委員 もし含めるのだとすれば、これはどういうふうな形で入れていけばいいのかなということなのですが、委員会をよく議論に上がったのが使用料のこと、つまり使用料を払っている人のことですね、この率が出ているこの数字自体は。ということは、その使用している団体が使用料を免除するに値するかどうかみたいな議論が結構出ていて、そのあたりをここに入れるかどうかということがあると思うのです。

つまり、数字としてはこういう数字になっていると。では、その数字の中身として、免除されているけれども、例えばこういうようなケースをいろいろと聞くところだけでも、それでいいのかなというような議論がありましたので、そのあたりを決めていくのかどうか。あるいはまた、その先には施設の利用率もそうですし、あるいは管理運営の仕方という市の側のマネジメント等のあり方というところも、どんどん入れていけばそこまでいってしまうわけですが、中心的には実態的にどうなのかというところが結構議論としては出てきたので、ただ、それをどうやって入れるのかというのは結構、それをどうしようかなというところではあると思うのですけど。

○副委員 難しいですね。ここでやっぱり課題が整理されて、5番で基本的な考え方が提示されて、基本的な考え方に照らしたときに課題がやっぱり、ここが問題になってくるので次はこう見直していきますという、現状と考え方のギャップのところこそ今回の多分見直しのポイントが出てくるような気がしますので。

そういう意味では、例えば公民館なんかは、本来は社会教育施設なのですが、実際はコミュニティ行政とも変わりなく使われている。つまり、根拠法も目的も違う施設が利用実態としてはほぼ同じような目的で使われていたりすることについての課題認識とか、その辺が幾つかこの委員会でも整理されてきたような気もいたしますので、そういったところが現状として、この使用料の現状というよりは小平市の受益者負担の今の制度上の現状というのでしょうか、その課題を整理すると。確かに余り細かいことを書いてもここだけ冗長になりますので、今までの検討経過を踏まえて、施設毎、ないしは施設横断的に出た議論というのをここで2枚程度にまとめられるといいのかもしれないですね。

○委員 副委員長おっしゃるような、お金の問題だけではなくて、今までの議論だと社会教育のあり方、それから運用の仕方、そういったことに当然使用料は連動していますね。それから、公民館と地域センターとのあり方でしょう、これは。そういうテーマなので、4番の使用料の現状のところの最後の2行はちょっと異質な言葉が入っているような感じがしますのでね。今、副委員長がおっしゃった、あるいは私が今申し上げたようなことは別のところでむしろ記入したほうがいいではないかという気がします。

○委員長 一般的な流れといいますか、問題解決とすれば、目標なり、その目的なりが最初にありまして、現状認識がそこに出てくるので、この場合受益者負担の現状ということの認識ですよ、使用料の現状ではなくて。そうすると、受益者負担の現状を見て、そこにギャップがあるかどうか探して、それが出てくれば、まさにギャップそのものが問題になるわけだから、それを課



題として解決していこうということになるわけですね

○事務局 表題を受益者負担の現状に変更するということですね。

○委員 そうですね。使用料ではなくて。

○委員 委員からも随分ご指摘というかご意見をいただいておりますし、そのあたりについて。それがこのあたりに入ってくればいいのかなど。かつ、6ページに今、使用料・手数料について一定以上の乖離が生じた場合には料金の改定を行っていることが確認できたと書いてあるのですけれども、それもこの4ページのところにファクトとして入れるか、事実としてそういうことをやっているということが現状として整理された上でこの6ページがないと、何か突然、確認できたということから入ってしまっただけで、細かなことで恐縮なのですが、4ページのところはやっぱり議論してきたことの整理をもう一度検討させていただきたいと思うところです。

○委員 私もその考え方、使用料、確かに私たちが聞いた話はこういうことなのですね。ここに書いてあることを聞いてきたと思うのですよね。だけど、それだけではその前後の関係でというのであれば、受益者負担の考え方とか現状というのを書いていただいたらいいと思いますけれども、今、社会教育のあり方とか地域センターと公民館どうのとかという話がありましたけど、それについては、この委員全員がそれについては同じようにまとまったわけではないかなと思うのです。社会教育のあり方をどうしたらいいのか、あるいは社会教育団体の考え方はどうかというのについてはいろんな意見が出たと思うのです。

それから、社会教育行政とコミュニティ行政の一体化というところについても、全員が、そう、一体化にしていこうということの一つ意見としてまとまるまでには議論はしないで、それぞれ意見を出したというところだったかと思っておりますので、それを全部盛り込んでするのは疑問なのです。ですから、受益者負担の現状ということで、こういうことであるということ、事実を書くのであればそれはいいと思いました。

○委員 ちょっと先回りしたような話になってしまうのですけれども、受益者負担を求めるからには、やはり市の側としても今のサービスの現状をやっばり変えていかななくてはいけないところも出てくるかなと。

つまり、これは後からお話ししようと思っていたのですが、そういうことも少し盛り込んでいただきたいなと思っております。端的に言えば、例えば、いろいろ現状をご説明いただいている中で、利用者の声を拾い上げるような仕組みができていないところがあったりしました。そのあたりは、やはり変えていっていただきたいなというところですし、受益者負担、今までただだったからいいだろうということではないのですけれども、その負担をしていただくにはですね、同様にサービスも変えていかななくてはいけないところ、あるいは、もう少しその先を見ると、例えば利用率のこともかなり話題になりましたけれども、今ある施設の体系そのものが、配置とか、そういったところまで含めて、それが大前提になってやっていくのだとすれば、もちろんそれはとても使用料だけで賄えるものとは思えませんけれども、ただ、そこまで含めてサービスの方の見直しもこれからは必要になってくるというふうに思いますので、そのことを含めて考えれば、ここの検討した内容として、あるいはお話を伺った内容としてそういったことを少し入れておく

べきか、あるいは、それは3のところでの今の施設の現状というところでそれはもう出てきたことであるからいいということであれば、別にそれはそれでいいかなとも思うのですけれども。

ですから、一つの方法として、この4番のところでもう現在のマネジメントとか、あるいは、利用率を含めて配置の問題とか、そういったところも、やっぱりそれが前提になって話を始めると当然この使用料だけでは終わらない議論になるわけですが、そこまで視野に入れて話をしていないといけないのではないかなと思いますので。

○副委員長 難しいですね。全体の流れというのかな、そのつかみどころ、あるいはそのまとめの方法として、どういうパターンでまとめていくかということが今まで検討されてなく、フリートキングのような形でやってきたので、たたき台としてこういう形でやりましたので、今おっしゃったような意見はそれぞれのところに盛り込んでいった形でもう一回つくってみたいと、なかなか目に見えたものができてこないような気がするのですけれども。

○委員 あるいは、別に私が今言ったような話は最後に、意見として出てきたという形でもいいのかもしれませんが。

○委員長 その内容でも議論してきていますからね、それぞれ、今までの中でね。そういう意味では、やっぱり盛り込めるものは盛り込んでいきたいし、それを一つの根拠づけにしていくことも必要になってくるかもしれませんが、どの場面でどういうふうな形にするかというのをにわかにかちょっと判断しにくいのですけどね。

○委員 先ほど委員がおっしゃったのは、少しここはシンプルにすべきだということをおっしゃったのですか。

○委員 もしそういうことをどんどんここに盛り込んでしまうと、それについて私は本当に十分議論したという実感が余りないので、十分議論できない者がいたので構わないのですけれど、そういうことであれば、ここにそれを入れるのは少し疑問だということなのです。

もう少し後のほうで、それに近い、例えば施設運営のところでも出てきたり、他のところであれば、そういうところで、もし委員の個別意見でも、これは個別意見だから一人一人の意見を丸でまとめてくださった感じなので、そこも違うかなという感じですが、今の4番という、このページにそういうことをどんどん盛り込むのはどうか。だから、そういう考え方もありますねという感じで入れるのはいいと思いますけどね。だけど、そういうことだからこういうふうにしていくというところまではみんなで確認できていないですよ。

○委員長 現状認識のところでもし書くとすれば、現状はあくまでも現状、実態を書くのがですから、今のような思いだとか何かは入ってこないのですね、ここには。客観的に目で見えてわかるみたいな感じで、まさに現状そのものを書かざるを得ないわけです。現状の中でいろいろなことを提起されてきていましたので、それらをここに盛り込む必要は当然あるのかもしれませんが。

○委員 例えば、先ほど私が言ったようなことというのは、ここの3ページ、検討経過の3行目の最後のところ、「各施設の担当課長から施設の現状や」とありますので、その「現状」の次に、括弧して、利用率とか、負担率などを入れればですね、別にそれを踏まえて後のほうで何かこう

いうことも求めたいということ、これはこれから言おうと思っていたことですが、それを反映させることはできるし、それができなければ別に、恐縮ですが、他の意見として盛り込んでいただければと思っているのですけど。

○委員長 今の利用率は現状そのものをおっしゃっていただいているわけなのですね。それを我々が現状としての認識としてとらえるか、経過の中での話にするかというのは違いが出てきます。

○委員 そうですか。

○委員長 ええ。そうすると、それは現状としてとらえていったほうがいいのですよね、

○副委員 そうですね。私がさっき言った、負担を求めるだけでなく、市の側のあり方も今改善すべきところがあるように、散見されたというのは言い方がどうなのかわかりませんが、そういう箇所も見えましたので、それは直していただきたいということを、この委員会でそういう意見としてまとめたということであれば現状のところに入れていただければと思いますし、あるいは、いや、それはあなたの意見ですよということであれば、この現状のところに入れなくて、検討経過の中で見えてきたことに対して、私は私で話をしたということになるので、であれば必ず現状のところそこまで細かく入れなくてはいけないということはないのかなと思います。

○委員長 どこまでの議論ができたかオーケーなのかということの見きわめが難しいですね。さっきのコミュニティ行政と社会教育行政もそうですけれども、一定の意見は出ても、それが結果としてどういうふうになったかという結論までは至っていませんからね、最終的に。そういう意味では、かなり表現は悪いけど、言いつ放しみたいところも結構あったりする場合もありましたので。

○委員 時間が余りなかったですからね。

○委員長 ええ。そういう制約もありましたからね。説明するだけの議論ということにもならないので、ただ、一定程度議論はしたことは間違いのないわけですけどね。それをどう評価するかということなのです。

○副委員 それにしても、その結論は6ページ、7ページには何か書いていかないといけないですね。この場で我々としての意思決定は書かなければいけなくて、今、6ページの下で公民館の下にも自治会というのが公共性の高い団体として含まれているわけですけども、これ、さらっと読むと何となく読み流してしまうのですけど、公民館法の中では、多分、自治会というのは、公民館法というか社会教育法の中では、自治会というのは必ずしも社会教育団体ではないと思うので、実はここにずれというのは起きているのだと思うのです。そういうところを我々実は議論はしてきているわけですし、それでも一定の結論をここに見たということにむしろ我々の議論の中身があるように思ったりして、そこをこの4番なり5番なりのところでうまくさばいていけるようにしていきたいと思います。

○委員長 結論が出る根拠づけが何もないというのはおかしいということなので、まさにコミュニティのところそこに出てきているわけなのです。

○副委員 はい。紙面も限られていますので余り細かく書く必要もないとは思いますが、

我々としてこの場でいろいろと発見した課題というのでしょうか、議論していくうちに見出した問題点というのは一定、この4番なり5番なりなるのか5. 5番になるのかちょっとわからないのですが、そこをやっぱり考えないといけなかったかなと。

○委員長 縦割り行政の弊害なんていうのは現状ではきちっと出てきているわけだから、その辺の認識を踏まえて、受益者負担の現状というか、その辺の書き方を工夫して、検討しましょうか。

○委員 そうですね。まとめていかないといけませんね。

○委員長 後に続かないというか。脈絡がないとおかしくなってしまうので。

○委員 そうですね。結論を見たかどうかは別としても、議論したプロセスについて少し切り口を整理して、箱をつくれるように少し検討してみたいと言ったのですけれども、構造から全部やり始めますと時間もありませんので。

○委員長 4ページの整理については、今いろいろなご意見出ましたことを踏まえて少し整理をさせていただきたいということによろしいでしょうか。

5ページはいかがですか。基本的な考え方ということなのですが。

○委員 見直したポイントというのはどこにあるのですか。次の三つの基本的な考え方に基づき見直しを行いました。この原則自体は見直しを別にしたわけではないということですね。

○委員長 このところは庁内検討委員会の基本的な考え方そのものをやはり生かしてしているわけですね。

○事務局 はい。今回のこの検討委員会の中におきましても、これらの三つの点につきましては一貫してもともとご検討の中では流れているという考えに基づいて記載しているものでございまして、特にこれについて検討したということではないです。こういう考え方に基づいてご検討いただいたということの確認なのです。

○委員長 もしかしたら、順序としてこれがもう少し前のほうに来るかもしれませんね。

○委員 そうかもしれませんね。

○委員長 ええ。現状の前にこないと、それで現状とこれとまた照らしていくことになるのでしようから。その辺の順序はまた後で入りくりさせていただきます。

では、6ページいかがですか。6ページのところのまとめのところですけども。

どうぞ。

○委員 質問なのですが、下から何行目かに老人クラブとありますね。福社会館、老人クラブと。これはあれですか、例えば、今日たまたま中央公民館へ行きましたら、シルバー大学が三つ会合しているのですね。そうすると、シルバー大学というのはほとんど65から70歳以上の方々の団体が公民館を利用されていると。こういうものは老人クラブに入るのですか、あるいは老人クラブとして認知されているものをここで規定されているのですか。例えば考え方としてね、単純な質問なのですが。

○事務局 いわゆる老人クラブ連合ですね。

○委員 各町にありますね、老人クラブというのが。

○委員長 シルバー大学というのは任意の団体だから、少し違うのではないですか。

○委員 ではシルバー大学は入らない、卒には入らないという認識ですね。

それから、1番の集会、要は自治会、PTA、子ども会、地域福祉活動ですか、この福祉活動の中には介護団体が入るのですか。

○事務局 前回の検討の経過ですと、これらについての細かい規定についてはそれぞれ所管なり施設の方で決めていけばというような、そういったご意見があったかなと思いますけれども。

○委員 現場というか、現場によってばらばらでは困りますので、質問された場合に、福祉活動の福祉の中に介護なり育児が入っているのかどうか、そこらあたりを。

○事務局 具体的にどういう団体が入るのかは現時点ではまだ検討していないところですが。

○委員 介護の講座を例えば鈴木町でやりましたよね。その後、介護の人たちの進めるグループがサークルをつくっているわけです。そういったものがこの中に入っているのかどうかということです。

○事務局 地域センターに関するご質問で、地域センターの考え方はですね、ここで地域活動・福祉活動と言っておりますけれども、これはこの中でもお話が出たかと思うのですが、利用者個人の利益のための団体は、仮にコミュニティという言葉が使われていたり、福祉という言葉が使われても、それは個人の団体という考えかなと思います。ですから、利用者以外の方も含めた福祉の向上であるかということでの活動を目的とすれば現在は免除にしている、そういうことで考えております。ですから、今のご質問のその活動の中身を、目的を聞いていかないと判断しにくいのかなと思いますけれども、地域活動・福祉活動という部分は、それ以外は市が登録なり補助をしている関係で把握をしていますから、前段の自治会、PTA団体、子ども会というのは、ですから、そこについては余り迷わないのですけれども、地域活動・福祉活動については、今のようなお話、これはどうだという話になると、ちょっと一概には言えないのかなと思いますけど。

○委員 そうですか。

○委員長 団体とサークルとは、この前、違うというお話でしたよね。この場合は、この団体は純粋な団体を指しているのですか。それともサークルも含めてですか。ここで想定しているのは。

○事務局 今のお話はサークルも含めてであると思います。それは本当に小さな団体もあります。公民館や地域センターを使う介護活動団体の一覧を介護福祉課で作成しています。一覧もつくっているよね、そういった団体のことをおっしゃっているのではないかなと思うのですが。

○委員 そうです。そのとおりです。

○事務局 ただ、それについては、ここではどういう団体かというのを、そこまでの想定はここでは決めていないということです。一般的に、こういう地域活動とか福祉活動を行う団体については免除でもいいのではないかという、そういった今までのご議論の中で、話の中ですから、仮にその団体がだめだというのであれば、そこで決めていただく形になると思うのですけれども。

○委員 市民活動団体というのは184あるわけですね。介護から何から多岐にわたっているわけですね、NPOも含めて。それから、先ほど申し上げたサークルというのはこれの何倍もありますので何百とありますね。ですから、団体とサークル、これがこのうちのどこに、その内容に

よって、何が主体かによってこういう分類をされているということ。

○事務局 今までのご議論の中では、具体的にどうかということまで、まだ行っていなかったですね。それをおおむね地域活動とか社会福祉活動を行うようなところはおおむねでいいのではないかという議論があったと思います。では実際にどこの何の団体を免除するかというのは、まだこの委員会では決めていませんでした。それを決めることは難しいのかなというところで前回までの議論が終わったことと記憶しているのですが。そういう意味では、具体的にここではどうい団体を社会福祉ないし福祉活動を行う団体とするということはまだ決めていないところです。

○委員 そうすると、福社会館で社会福祉活動を行う団体を適用するのであれば、公民館、地域センターでは適用しないというこれは結論なのでしょうか。

○委員 私は言わなかったと思うのですが、小平市は地域センターがあるところと公民館があるところ、一つの町でも地域センターと公民館が一緒にあるところとさまざまですね、その立地状況が。利用して、たまたま同じ団体だけど地域センターを利用したり公民館を便宜的に使ったりとか、そうではなくて、違う団体で公民館から講座の後発足したグループでも、私のところの喜平町には公民館ないのよという喜平地域センターで団体登録して利用している団体とかもあると思いますので、ここを分けるのには少し疑問があります。でも、そういうと基準がまたなくなってしまうということになるかと思うのですけれども、地域活動・福祉活動を行う団体という意味がちょっと。

それから、データありますけど、それは団体、サークル、それぞれ載っています。

○委員 サークルは載っていません。公民館の小さいサークルは載っていません。地域センターは載っているものもありますけど。

○委員 いや載っていますよ。ですから、それには載ってもいますよ。

○委員 一部は載っていますがね、大部分は載っていません。例えば花南公民館ですと、130ぐらいサークルがありますね。

○委員 それが全部載っからないということで。それは定期利用のことですよ。一般利用のことですよ。一般利用は、その場限り1回というのもありますので。

○委員 定期利用ですね。

○委員 定期利用ですか。定期利用の全部が載っていないということですね。全部で180ね。それは載っているものもあるし載っていないものもあるということですよ。

○委員長 全体の流れとして、基本的に公の施設を利用する場合には有料としますよということは確認をしましたね、今までは、原則有料なのだ。ただし、公共性の高い団体とか障がい者団体、あるいは官公署が利用する場合については減免の対象にしましょうということまで来ていて、官公署や障がい者団体も定義は必要ないでしょう。ただ、公共性の高い団体とは何かと言ったときにいろいろな議論が出てくるという。さらにその中で具体的に利用団体の活動内容だとか施設の設置目的を考慮して、こういうところは公共性の高い団体ではないかというところで割り振りをしているのですね。今までこの部分についての議論というのは余り細かくされてきていません。意見が出てきた中でも、それを集約すると大体こういうふうに分けられるのかなという

ことになっています。今ここでまたそれについては論議をしていただければいいかと思います。

○委員 ただ、委員のご指摘の本質というのは、ここで多分基準を決めるということよりも、何か審査の透明性というのですか、公平性が市民も納得いくように判断してほしいということが趣旨なのかなと理解したのですが。

○委員 単純な質問はね、私の発言の記録を見ましたら、文化活動、社会活動という名前のもとに広い範囲で免除扱いされている分野を分けけたときに、福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者云々とあったので、ここを見ると福祉に介護という言葉が入っていないので、それで疑問に思ったのです。これは外れたのかな、あるいは広い意味で福祉の中に入っているのかなということが最初の質問だったのです。

○委員長 広い意味では当然福祉です。子育ても全部、介護も。

○委員 入っているのね。それで聞いたので、具体的にこういう団体がどうなるのだということ今ここで貴重な時間にお尋ねしたつもりじゃありませんので、そういうことです。

○委員長 わかりました。そういう意味では、介護も子育ても福祉の一分野ですので、福祉という分野に含めれば十分だと思います。

○委員 そうですか。安心しました。

○委員 これはただ今後の課題として少し入れておきたい部分だなと個人的には理解したのですが。といいますのは、多分、現場によって確かに判断が違ってくるという可能性ありますね。あいまいと言えばあいまいですし、じゃ明確に定義できるかということ、今の段階では苦しい状況もあるので。

ただ、それをそのままにしておきますと、A地区では認められた団体がB地区では認められないなど、それが現場でしかわからなくて、おかしいねと団体間も思いながら、何かこう、じっくり、釈然としない判断基準というのがもしあるのだとすれば、それは市民にとっては不可解なことにもなりますので、すぐにといいわけにもいかないかと思うんですが、現場の方を含めて、その判断とか審査の透明性、公平性というところをいずれちゃんと整理していかないといけないということが、この検討結果の(1)、(2)まで今ありますけれども、(3)でその他になるのか、付記することとして何かお伝えしておければ委員会としての出口になるのかなと思いました。

○委員長 そうですね。適正化委員会の範疇かどうかというところもあるのですけれども、あとは行政サイドの対応の仕方にもかなり大きくかかわってくるものがありますので、ただ、そういう議論があった、再三そういう意見は出ましたですね。ですから、それはやっぱりどこかに書いておきたいですね。ただ、この場面で書くのか、付記という形で最後に書くのか。

○委員 そうですね。負担を求める以上は、やっぱり行政側もそこは努力していかないといけない部分なのかなと思います。

○委員長 こちらで明確な基準というのは出し得にくいものですからね、それらについては。それはやっぱり行政の責任としてやってもらうしかないのだと思うのですが、個々の具体的なものについてはね。

○委員 6ページの①、②、③のところなのですから、小平市は12月に市議会定例会で小

平市自治基本条例というのができて、その中で、市は、コミュニティ活動尊重し、必要な支援を行うとか、活動場所の提供をしていくというような文言が含まれているわけなのですね。その中で、やっぱり公民館のところに地域活動・福祉活動を行う団体という言葉がいいか悪いかというのは別として、やっぱりそういうのがないと、この自治基本条例の中とも少しそごが見られるのではないかなという部分があります。

ただ、そのようににどんどん入れてしまうと、せっかく審査を透明にしてやっていくところも、そういうのを盛り込んでいただければ、確かにここは地域活動をしている団体だね、それから、福祉活動をしている団体だねということで、そのサークルなり団体なりが、こういったことをきっかけに自分たちの活動を見直し、さらに、市と協働できるのであればもっと協働しながら、地域に必要な、住みよい地域づくりを、そういったことを目的としての活動をしていこう、例えば私たちは自分の会はただ単に趣味・娯楽としてみんなで集まって歌を歌っているだけだったけれども、そうではなくて、学校にも行って子どもたちとクラブ活動と一緒に歌っていこうとか、お祭りにもっと出ていこうとか、例えばそういうことで、この適正化委員会で決められたことが基本になって、さらに市民活動が活性化し、さらに、市にとってはそういった豊かな団体が多くなることで自治をもっと進められるとか、そういったことに発展していける内容のものだと思うのです。その先に教育行政とコミュニティ行政を一本化していったらどうかとか、そういったものの議論がどんどん出てくるのではないかなと思うのですよね。

ですから、これを、お金を取ることによって活動が少なくなってしまうのでは、せっかくのこの自治基本条例の中でコミュニティ活動を行うことが市民はできます、そして、それに対して必要な支援を行いますと言っているわけなので、そういったことをやっぱりお互い協調しながら自分たちの活動を高めていくというものにこの結果がなっていくということが一番望ましい形だと思うのですよね。

税収が増えるとかはもちろん望ましいことなのですが、それだけではなくて、そういうことで市も市民の活動を支援していく、そのためには、もっと地域の活動をしてください、してくださいよと言ったらおかしいけど、そういうことをすることによって公共性が高まる団体であれば、場所もどんどん提供します。少し変な言い方になりますけれども、そういったことにつなげていくというのが私はこういったことを検討する一つのいい面じゃないかなと思っています。

ですから、7ページのところに私と思われる反対意見を掲載していただいておりますけれども、これは丸とか点とかの位置によってかかるところが違うので、これも後で、このページになったら話したいなと思っているのですけれども、ここでこれを言っても、6ページに、公民館のところに地域活動・福祉活動を行う団体という、公民館の講座を修了して地域活動を行っている、福祉活動を行っているという団体もたくさんあると思うので、そういうところが漏れいると感じられますので、ここは書き直してほしいなと思います。

○委員長 そういうところが漏れてはいけないかどうかという議論もしなくてはいけないのですね。

○委員 そうですね。それは私の意見です。



○委員長 基本的には受益者負担がどうあるべきかということが前提としてあるわけですので、公の施設については有料化してもらおうということが前提条件としてあるとすれば、減免というのは本来ないわけですね。ただ、こういう団体は、特殊性があるからこそ減免になってくるということがあるので、そここのところの理屈づけをきちんとしておかないと、ぐるぐると回ってしまいますので。おっしゃることはよくわかるのですけれども。

○委員 私も同意見で、③番の公民館は①番のほうへ合体すべきだと思います。

○委員長 もう一度最後の方をお願いします。

○委員 ①、②、③とありますね。③番はなくして、公民館という言葉は①番の集会施設の次に入れていくと。

○委員 それはまた管轄しているところが違うからこういうふうに分けたのですかね、この分け方として。

○委員 それは方法論の問題でね、あるいは言葉をプラスしてですね、これは細かい問題だと思いますけど。

○委員 私は割と前回の議論では、この地域活動・福祉活動とは一体何ですかというお話をしています、最初に配られた庁内の検討結果報告書の13ページで、各施設の使用料免除基準というのがあるのですけれども、ここで、その免除する場合、その他市長が特に必要と認めた場合というところで、団体が地域活動・福祉活動または文化活動を行うために使用する場合などというような規定があるのですね。つまり、これがすべてではないのかもしれませんが、地域活動・福祉活動を行う団体という一言で済ませると、やはり九十何%という数字になっていってしまうのではないかとということに非常に危惧を持っています。ここではもうそれしか言えないということであれば、少なくとも、どうあるべきかということについて少し盛り込んでおくべきであろうと思っています。

それで、もう一つ、先の話になってしまいますけれども、9ページのところにこの見直しによる影響というのが出てきていて、つまり、これで減免した結果としてこういう、端的に言うと免除率がこういう数字になってくるというのが出ているのですね。つまり、地域活動・福祉活動を行う団体でない団体が、そのほかも含めて三十数%出ているということは、今の段階で何かしら線引きをして、これは地域活動・福祉活動と認めなかったので減免率としてこの数字が出てくるということでないとおかしいので、それは何なのかなというのが気になるところです。

○事務局 9ページの免除率、あるいは見直し後の状況の金額についての算出の根拠といたしましては、第2回の委員会で資料として、施設ごとに使用している団体の免除一覧をお配りしました。地域センター、福祉会館、公民館等で、それぞれ自治会、子ども会、あるいは趣味の団体ごとの区分けの資料ですが、例えば地域センターであれば趣味の団体が65.8%という数字が出ておまして、それを免除がなかった場合にもらえるであろう使用料に掛けたものでございます。公民館につきましても、同じように、サークルと言われている団体として85%という数字が出ておまして、それを掛けた数字でございます。

○委員長 資料6というこの横長のものですか。

○事務局 そうです。

○委員長 そうしますと、この資料6の例えば地域センターの場合は、一番下の免除率というのは、構成比率のことでしたので、その数字を除いた数字がこの減免率になっていくということですか。

○事務局 本来全額使用料として入ってくるべき金額に、趣味の団体等を50%にした場合、この50%と趣味の団体の構成率を掛けた金額が入ってくるべきものとしてとらえております。

○委員長 わかりました。そうしますと、例えばこの横長の中で言うと、ここから50%負担していただくのが趣味団体等になっているのですね。

○事務局 そうです。

○委員長 それで、100%が民間会社と政治・宗教団体で、あとは100%免除という形でしょうか。そうすると、今、ある程度そういう区分けはできていて、その区分けの中で、現在、趣味団体と区分けされているところは50%負担していただくと、100%のところは100%のままです。それから、それ以外のところはこれまでどおり免除ということであるということですね。

○事務局 この案の中ではそういった、委員方々のご意見の中で集約しますと、そんな形に今のところなるのかなという形を数字に置きかえたものでございます。

○委員長 振り返りになってしまうのですが、ここで言う福祉活動団体というのは、福祉関係の部署から何かお墨つきをもらったとか、そういうようなことでしたか。

○事務局 そうですね。この資料は、まず、今回の会議用に、それを前提に区分けをしていたわけではなくて、地域センターとしてはオープン以来こういった区分けの中でカウントをしてきたのですが、子ども会について言っても、補助団体、補助している子ども会というのはあくまで上部団体ですから、その中の小さな組織もしくは、PTAもそうですけれども、ごくごく一部の、何年何組の、そのうちのごく一部のお母さん方が使うというのもPTAに分けていたり子ども会に分けていたり、福祉活動団体というのも、例えば先ほど出た介護について勉強をしましょうというのをどこに分けるとなると福祉活動団体にしていたという、そういうことになってしまいますので、今、多分ここで免除にするという特に公共性の高い団体というところとは少し、若干とらえ方が違うのかなと思いますので、私どもはそこら辺少し整理をしていかないといけないのかなと思ってきておりますけれども。

○委員長 そうしますと、ここでは趣味団体と福祉活動団体はどちらも100%免除ですから、現状で。

○事務局 そうです。

○委員長 ということは、今、趣味団体としているけれども、いや私たちは福祉活動ですよと言いかえることも大いにあるということですね。

○事務局 内容は申し出ていただいていますから、要綱では、文化と地域と福祉という、この3本立てのいずれかに入れば免除をしているわけですので、以前いろいろ出ました健康体操の部分が福祉活動団体というとらえ方はやはり無理がありますので、団体名とその内容を記載していただいていますし、私どものところは、免除する団体については、すべてその趣旨も含めた、規約

的なものと呼んでいますけれども、出していただいていますので、ですから我々は要綱に照らし合わせて免除をしているということにはなりますけれども、そこを変えていくのであれば別ですけども、今、文化活動、文化活動が一番広くて趣味が入ってきますけれども、フラダンスのようなものも趣味かもしれませんけども文化活動として免除にしています。福祉活動は、ですから、そこと混同することはないかなと思いますけれども、福祉活動もやはり広いのです。

○委員長 要するに、役所でやる場合については、大体役所の組織とのかかわりの中でその分類をされているのではないですかね。

○事務局 そうですね。地域センターですから、それを中心にしたどういう活動をするかということになりますので、公民館と全く活動が共通して使っているという先ほどの利用者側からの使いとしてはあるでしょうけれども、私どもはやはり設立の目的がそれぞれ違いますので、それに沿った減免をしているので、要綱なり規則なりで表現が違うというのはそこだろうと思いますけど。

○委員 ①に入っている地域活動・福祉活動を行う団体が、もし公民館を使う場合には有料になってしまうということを意味しているということですか。

○委員 そうですね、これは。

○委員 だから、使う施設と自分たちの活動が、ちゃんと施設の目的と活動が一致していないと有料になりますよということを市民は受けとめて。

○委員 そうですね、そういうことですね。

○委員 というか、現状そうです。

○委員 現在も、この区分けはちょっと違いますけれども、同じ団体が違う施設を使った場合には有料になったり減免になったりします。

○委員 それは妥当なのですかね。

○委員長 全部一緒だと施設を分ける意味がなくなってしまうので。

○委員 そうですね。

○委員 ですから、やっぱり、先ほど副委員長さんおっしゃったように、審査の透明性はやはりとても必要だと思うのですよね。今、このときに資料6、10月1日にいただいた資料だったかと思うのですが、地域センターの区分けと公民館の区分けの仕方というのは若干違ってきますよね。だから、そうなったときに同様に考えていくのかというのが、この表からだけでは難しいのかなと思います。でも、この表をもとに、9ページは計算出していらっしゃるのですよね。

○事務局 算出根拠ということですよ。

○委員 算出根拠としてはね。だから、どうなのかしらという疑問が残ります、私としては。

○委員長 ただ、これをやらないと比較できないですよ。

○委員 そうですね。これ最終版では9ページのところの右の減免率、見直しによる減免率の根拠は説明しておかないと、必ず質問出ますよね。そのときにこの資料6の話が絶対出てきて、そして今みたいな議論ということになってくるわけですので、ちょっと我々の中でもここは整理しておかないと。公表する前に整理が必要になる場所ですね。結構いろいろ課題があるのかな。

○委員長 まとめて見るといろんなことがあります、やはり必要なのですけれども。

○委員 ただ、もう一つ逆に言うと、減免率が高い方がいいのか低い方がいいのかということはあるので、これはそういう公共性が高い団体の利用率が上がることはむしろいいことですから。

○委員 そうですね。

○委員長 要件がしっかりとできないとなかなか難しいですね。

○委員 でも、結局、今の7ページの趣味・娯楽を目的とする団体というのは、何かしらカラオケにしる、フラダンスにしる、それはもう文化的な意味で地域に貢献しているという整理になるのですよね。

○委員長 物によってというのは、その使われ方、ご老人の方たちが使うそういうものと、また、若い人がやるのでは、また場所によっても違ってきますね。老人クラブの方たちでフラダンスをやるのであれば免除されてしまいますけれども、福祉会館でやるのであれば。それを公民館でやろうと思うとこれは減免対象じゃないですね。この表でいけば。

○委員 あるほど、そうですね。この表でいけばね。

○委員 ただ、普通に集会施設、この趣味・娯楽に関してはどこを使っても50%払えばいいと。50%は減額されますということなのですからけれども、委員おっしゃるとおり、ここから文化活動が確かに育っていく可能性もありますし、お祭りに出たりとか、そういう公共ももちろん期待したいところなのですが。

○委員 学校とかにね、最近、放課後子ども教室へ行ったりね。

○委員 その辺ではあれですね、そうやってまじめになさっている団体と、意外と自分たちの楽しみだけで閉じている団体と一緒にいるのも、何かまさに公平性の観点からいかなかなという気もしますので、何か実績に応じて少し判断を変えるじゃないですけども、1回でもそうやってお祭りに出た実績とか学校と協働した実績があれば認めますけれども、そうでなければ、やっぱり個人的に皆さん楽しみでやっていらっしゃるのに50%減というのも、何か一般市民の感覚からすると、たとえどの施設を使っていたかにしろ違和感があるのですね。

○副委員 やっぱりここ3年ぐらいで、そういう地域に何か貢献したという実績をお持ちでないところには100%負担していただいていいような、そうでないとモラルハザードを容認してしまうことになってきますね。性悪説や性善説をそれぞれの委員が考えだと思うのですが、その間をとって、やっぱり実績あるところにはちゃんと減免しますけれども、実績なければやっぱり説得力、免除する根拠がないわけですので、そこはしっかり線引きを、今すぐにとというのは難しいかもしれないのですが、いずれあっていいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 実際活動している団体、あるいはサークルの方たちは、実績をきちっと報告するとか、実績をつくっていくということは難しいことではないのですか、どうなのですか。

○委員 申請するとき、それが事実かどうかとか、またそこで事務が発生しますか。それも現実的じゃないのですかね。

○委員長 部屋を一つ借りるのにそれだけのことをしなくちゃいけないということを考えると、なかなか、ちょっと逆にバランスが欠けるような気もするのですけれども、どうですかね。

○事務局 委員が仰ったのは、公民館の原点なので、事あるごとに利用者に対しては地域活動にいかしてくださいという話はしておりますが、そのデータは集まってきません。

数日前にイベントがあり、お茶のサークルが地域の施設に月1回訪問していると聞きました。お茶を振る舞うだけでも施設の方は喜んでいて。これも地域活動の一つではありますが、それを初めて私も知ったわけです。ですから実態を把握するのは、先ほど委員長も行政とのかかわりという話がありましたけれども、公民館というのはあくまで自主的な学習の場であるので、なかなか難しいと感じています。

○副委員 自主的な学習の場、自主的に学習する人であれば無料という、その感覚がやはり時代と合わないところなのだと思うのですけれども、ここが実は、今議論が出たので、後でお聞きしようと思ったのですけれども、私が、13ページのところで個別の意見で取り上げてくださった話の中で、市で何かこういう教養とか文化であれば確かに減免するのだけれども、何でもいい、自主的に勉強であれば全部オーケーかというところと何か違和感があるというところについて、何か個別の条例で規定するか、何かしらの方策というのを講じる余地があるのかないのかですね、そのあたりもちょっとお伺いしたいところなのですけれども。公民館を取り巻く社会教育行政全般の問題であって、なかなか市でこの部分を規定できるものではないのでしょうか。

○委員長 統制するような感じになりませんか。

○委員 統制というよりもむしろ逆でといいますか。

○委員長 条例で決めるわけでしょう、こういう事業であればいい、こういう活動であればいいということで。その範囲を逆に今度は広くしておかなければ、市民活動が阻害されてしまうことになりますよね。

○委員 というふうになるわけですか。むしろ今の趣旨は、自主的な勉強であれば何でも無料よねというモラルハザードを防ぎたいというほうの考えなのですけど、これに対する何か方策というものはないのでしょうか。

○事務局 戦後間もなく、やはりその考え方でできたわけです。社会教育法というのは、改正があったにせよ基本的な考え方は変わっておりません。自主的な学習の場で地域に貢献するという、そういうことで社会教育法が現在に至っているということです。

○委員 なるほど。学習することが、すなわち地域にも貢献するという考えが整理されていた時代だったわけですね。

○委員長 行政が引っ張っていかなければ物事が進まない時代から、全く逆転していますからね。

○委員 生涯学習の概念というのはそれとは全く違うわけなのですかね。最近、生涯学習の考え方ですと、そういう社会教育よりはまた少し違ってきているように思うのですけれども。どう違うのですか。

○事務局 生涯学習の中に社会教育も含まれるという概念図であらわされています。

○委員 小平市の場合でも、その他教育一般が生涯学習に定義されていますよね。

○委員長 自治体によっては生涯学習を担当している部門が市長部局にあるところがあると聞いています。教育委員会だけではないのですね。そこまで範囲を広げてしまうと、すべてが生涯学

習部門になってしまうわけで、難しいですね。

○委員 そうですね。すぐ解決策がある問題ではないですね。

○委員 当初、公民館ができた昭和21年だ24年だというときと現在はまた社会環境も大きく異なるわけで、その中で公民館が果たしてきた役割も非常に大きなもので、私はこれからも意義がある活動をしていくと思っておりますけれども、そういう中で、やっぱり市民の活動を規制するものではあってはいけません。学習は自主的なものというのが基本ですから、人は死ぬまで学習していくわけですね。人間はそういうものだと私は理解しているのですけれども。

ですから、少し面倒くさいかもしれませんが、公平という点からすると、その審査の部分を少し、規制ということと反しますけれども、審査の部分をもう少し考えるということは必要かもしれません。その審査があるということで、教育活動、自主的な活動なのですけれども、その中で自分たちが一体どんな活動、何を目指しているのというのを毎年毎年確認できるというか、そういうことで市民活動を施設が応援してくれるという部分があるのじゃないかなという気がちよつとします。

ですから、審査の透明性というのは賛成だし、それについて活動する団体がさらに活発になっていってほしいなというふうに思っていますので、この減免のところの、ちょっと戻りますけれども、6ページのところ、公民館のところにも地域活動・福祉活動を行う団体ということで、一体、小平市における地域活動・福祉活動というのは何なのかということをもたちょっと議論していただいて、それも公民館の中に加えていただきたいなと思います。7ページのところに私の意見がありますけれども、これも、もしこれが地域活動・福祉活動を行う団体というので入っていれば、この表現もう少し少なくてもいいかなというふうに思います。

地域活動の規定がすごくしにくいですね。いろんな範囲が含まれてくるのですね。

○委員長 福祉センターや地域センターも集会施設のおがわ東もそうですが、その地域活動というのはとらえやすいのですが、公民館を利用する場合についての地域活動はどういう活動なのかというとらえ方をすると、なかなか範囲の設定は難しいですね。

○委員 ただ、公民館での学習というのは、やはり勝手に、講座とかも、きちっと講座企画会議というのを開きまして、それぞれその地域の問題点を解決してほしいからこんな講座をやってほしいということで市民からの要望も集めまして、公民館の職員の中で調整しているんな講座を展開して、先ほど委員おっしゃったように、介護の講座を受けた後にみんなでまた介護の学習を深めて自分たちの介護に役立てたり、ほかの人の介護に役立てたりということで、情報交換をしていったりする活動をしたりイベントを行ったりとかということで、多くの方にそういったことを知ってもらいたいというような活動をしている方もいらっしゃるかと思います。

○委員長 そういう事例ですととらえやすいですね。前に委員おっしゃったカラオケでしたっけ、やはり公民館で活動しているわけですね。まさに趣味・娯楽の部分だと思いますが、そういうものと比較したときに何が違うのだということになったときに、その地域の方々と一緒になって公民館のカラオケを。

○委員 そういうことをちゃんと整理しておきたい気がするのですよね。

○委員 例えば、おまつりとかを公民館でやったりする場合に、おまつりの実行委員会なり利用者懇談会の集まりがあったりとかするわけなのですよね。そういう各館の代表の人が集まったのが八館会という名前だったりして、以前その会長の方がお話しされたかと思えますけれども、その利用者の集まりというのは、やっぱり公民館の運営にもかかわっている。公民館活動を自分たちもしながら公民館の運営にもかかわっているということで、自分たちはカラオケを歌っているけれども、それをまた公民館の運営の中でお祭りに参加したり、地域のほかのところへ出て行って歌ったりとか、そういうことで仲間をふやし、ずっと閉じこもっている人たちを開放しているわけですよね。

だから、そのどのような内容が地域活動なのかというのを具体的に挙げるのがわかりやすいかとは思いますが、それが余りに多過ぎてしまうとまた分かりにくい部分も出てくるのかもしれないけれども、小平市としては、地域活動というのは、この自治基本条例にかんがみてコミュニティ活動というのが規定されていますので、地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、そういう組織ということでなされていますから、こういうところにもそのよりどころがあるかなと思うのですけれども。

○委員長 それも非常に広い範囲ですね。もし仮に地域活動・福祉活動を全部適用すると、基本的に、最初の有料にするという考え方が何となく揺らいでくるのです。そもそもそういう理由だという限定をしたにもかかわらず、あれやこれやすべて無料の団体としてしまうということになると、有料にした意味合いというものがなくなってしまうような気がするのですね。

○委員 私の考え方というは、非常に狭いかもわかりませんが、地域活動で私自身が理解しているのは、例えば私の経験からいくと、まちづくりで四、五年前に公民館をかなり利用して、公民館、小平の7カ所で会合して、市民の意見を聞きながら、市役所の方は確か、まちづくり課だったと思いますが、そういう会合をしたのです。そのとき公民館はもちろん無料で貸していただいたわけです。全部で27回やりました。

ですから、そのテーマは結局、道路の問題、それからマンションの問題、緑化事業の問題、都市計画の問題、防災の問題、7つぐらいテーマがありました。住民の方が20～30人来られて、それで意見を聞いて、それを2年間にわたってまとめてマスタープランというのをつくったのですが、一つのそういった具体的なものが私自身は地域活動じゃないかなと。

それから、2番目は、さっき委員がおっしゃった自治基本条例ですか、これがこの間まとまりましたよね、先々月ですか。そういった会合で意見を述べに出ると、やっぱり大体公民館を利用されている。そのために何十回か、何百回ですかね、100回以上の会合を重ねて、そのときに公民館を使っていると。地域センターの場合も1回ありましたけれども。

ですから、具体的に地方自治の問題だとか、あるいはまちづくりの問題だとか、そういうのが私自身の感覚ではさっきおっしゃった地域活動ということで、地域で仲よくしてやっているのがですね、広い範囲では地域活動ですけどね、やっぱり範疇からいくと娯楽のほうへ、文化活動の娯楽のほうへ入ってしまうというような、非常に仕分けしにくいのですけれども、やっぱり公的な、小平市に関係したね。

○委員長 非常に質の高い地域活動ということになるのでしょうかね。

○委員 だから、そういうものであって、個人が何かをエンjoyするような、文化的、娯楽的活動は、ここに入っている地域活動からは外さなければ、かなりの部分がそちらへ流れてしまいますのでね。そんな感覚で私自身は皆さんのお話を聞いていたのですけども。

○委員長 そうなると、地域活動なり、福祉活動も、定義をしっかりと決めておかないといけないということになるのだけれども、定義の議論というのは具体的に今まで出してきました。その辺を明確に出して、ここで限定をしていくのかどうかということを決めておかないといけませんね。そういう決め方をしていいかどうかという議論も当然出てくるかもしれませんね。

○委員 しかし、この6ページの下のところ決められた内容からうかがえるのは、やっぱり各施設の設置目的にあくまで忠実に使いましょうという非常にシンプルな理念のような気もするのですね。そこに立ち返って、きちっと受益者負担を考えると。どの施設からどんな益を受ければただになるのか、あるいはそこに該当しながら有料になるのだという、まずはここをしっかりと確認して、今まであいまいだった部分を一度整理して、公民館というのは本来こういうところで使うものなのだという規定をまず出して、規定というか意思表示を市として出していくということ、これについては、細かい定義は別としましても個人的には大変賛成の部分でございます。

試算結果を見ましても、公民館は結構大きいですよ。この定義でやるのと、多分ここに地域活動・福祉活動を入れてもう一回見直し、はじめたものとは相当収入も違ってきていて、本当は、経営の観点で言えば、今どれぐらい実際使用料を取らないと市の財政というのが回っていかないのかという、本当はそのボリューム感、答えは欲しいところなのですけれども、恐らく今回の議論はそういう逆算定の話ではないと思いますので、本来のあるべき論に照らして、いただける分はいただきましょうという考え方にするのだとすれば、55.3%というのがもう少し上がって、結局、見直しによる増額が減ってしまうということをそんなに殊さらに重要視するものでもないのかもしれないのですけれども。

ただ、やっぱりこの各施設の設置目的に照らして見直すというところははっきり打ち出していくということは、これはこれであっていいのかなと思いはじめました。余りその定義についてこの場で複雑な議論を始めてしまうと、ちょっと手に負えないかなという感じもしておりますので。

○委員 それはそれとして、なるほどと思うところなのですけれども、そうした場合に、この8ページの(3)、縦割り行政の弊害をなくしていく運営形態ということは導かれないと思うのです。

例えば、地域活動・福祉活動を行う団体とここに入れたままで終わらせるのは、非常に問題があると思っていて、少なくともここに、この見直し内容に対する反対意見としてやはりこうした、言うなれば漠とした規定を入れることによって、以前の免除規定と全く同じことが起こるのではないかと危惧するという意見をぜひ入れていただきたいと思えますし、もう一つは、例えば、言っていることと逆のことを言うようすけれども、先ほど、自主的に勉強する場合は50%減額で云々という話があったのですが、例えば、今その利用率から考えれば、とても100%にはい



っていない。100%いくことはないのかもしれませんが、利用率から考えれば、もっと利用をふやすためにはディスカウントしていくというふうにもとらえることができるわけですね。

だから、どこにその最終的なゴールを持っていくかということによって、ここの、例えば、今、施設目的にかなった利用をとということであればここを分けるべきだし、あるいはそうじゃなくて、今あるものをもっと市民に少しでも使いやすく考えるのであれば、例えば8ページ(3)にあるような、そうした弊害をなくしていく、もっと柔軟な運営ということにもなっていますし、あるいはその先には、市の財政全体を考えれば、こんなに施設が必要かという議論にもなってくると。だから、そのゴールの設置の仕方によってはちょっと変わってくることなので、受益者負担についての検討ですと言った場合にも、前提としてやっぱり小平市そのもの、小平市財政、あるいは小平市行政のあり方とか、そうしたことまで含めてくるところだと思いますので、答えはないのですが、何か矛盾するようなところというのがこの中でも出てきているのではないかなと感じます。

○委員長 そうですね。結局、何を解決目標にするのかというようなことですね。受益者負担、財政が立ち行かなくなってきたので何かここで手を打ちたいという話があるわけで、その手の打ち方としてはどういう手の打ち方があるのかということになったわけでね、基本原則を定めて、あとは一定のルールを決めて減免措置をしていきたいと思いますということなのだけでも、そこところが、順番にステップを踏んでいけば答えが出てくるというやり方をしていくのか、解決目標をきちっと最初に定めておいて、少なくともこういうところまで持っていきたいということであるのと大分違ってくるのですね。

今、自由な討論でやってきているようなところはあるのですけれども、あれも入れたい、これも入れたいということになると結局どんどん入ってきたりする。そうすると減免している意味がなくなってくる。

○委員 結局、各施設の稼働率の中で、こう言うのは何ですけれども、本来余り使うべきではない活動に使われるがために、本来の目的で使いたい人たちが不自由をしているということが課題として見出されているわけなのではないでしょうか。特にそういうわけでもない。ということは、ディスカウントしてまで何か稼働率を上げなければいけない必然性というのは今のところは我々としては余り認識しなくてもよろしいのですか。

○委員長 この結果から見ると相当稼働率って高いですよ。

○委員 稼働率は高いようには見えますが、これはたしかからくりがあったのですよね。

○事務局 例えば泊まることを目的とするホテルの利用率とは若干違います。目的別の部屋で構成されていますので、例えば中央公民館平日午後の利用率は70%ぐらいだったと思いますが、これは落選者がかなりいて、もう希望通りには入れない状態です。

○委員 そういう部屋もあるということですね。

○事務局 そういうことです。

○委員長 空いているところもあれば、使いたいところには集中しているということですか。

○事務局 調理する部屋で会議はやりにくいですね。

○副委員 需給のミスマッチですね、まさに。

○事務局 そうなのですね。

○委員 なるほど。

○事務局 利用率100%は考えにくいです。

○委員長 全館を通じてどうかというと、必ずしも正しい答えが出てこないのですよね。部屋ごとにそれぞれ申し込みになりますから。

○副委員 その問題はなかなか受益者負担とは難しいところですね。民間の施設であれば、需給のミスマッチのところ、だぶついているところはもっとディスカウントしてとか、そういう話是可以するのですが、それを考え始めるとちょっと混乱しそうな感じがしますね。それはそれで、そういう意味では、今、委員がおっしゃったディスカウントの話はちょっと置いておいてもいいのですかね、我々としては。稼働率を上げるためにというよりは、あくまで基礎基本といたしますか。

○委員長 その辺を明確にしておきたいということですね。稼働率を上げるのは全然目的に入っていませんよね。結果として稼働率の話をいろいろ聞きましたけど、特にそれを反映する必然性というのは何もなくなってしまったなという気がするのですけどね。

○副委員 そう考えると、もう一つの結論のところ、9ページのところ、増収額というのは市の財政、冒頭で財政状況が厳しいから見直すとなっているのですが、どれぐらい厳しくて、この増収というのは実際どれぐらいの助けになるものなのでしょう。実はこの程度ふえたところで余りということなのか、それとも、非常に大きくてですね、これが維持管理費にも大きく貢献するというのか、いやいや金の問題ではなくて、まずは住民の自覚を促すといいますか、そういうふうの方針を見直したというインパクトそのものをまず大事にするのだというのか、この金額に対する評価というのを我々はどうのように見たらよろしいのでしょうか。

○事務局 結論で言いますと、金額的には、市の歳入にとってはさほど大きいものではありません。ここで見直しをするのは、受益者負担の適正化ということで、市の世論調査では負担をしてもらいたいという人が7割以上いるというのが一つの大きな理由です。もう一つの理由としては確かに収入増というのは目的ではありますが、必ずしも収入増だけが目的ではないということです。

○委員長 先ほどの負担の公平性ではないけれども、その辺を考えると、額がこのくらいだから、じゃ全部免除したらいいじゃないかという話にもなりかねないわけですね。お金のことは余り問題にしなくていいのではないのでしょうかね。

○委員 なるほど。そうすると、何か見直しの背景のところ、余り財政、財政と言う必要もないのかもしれないですね。

○委員 現状としてももちろん見ておかなければいけないし、一番大事なことは市民意識のところ、そこをしっかりと是正していくということですね。

○委員長 そうですね。ただ、市民意識というのは不安定な状況にあるから、見直しをかけるというのは大変な話になってくるわけで、そういう意味では財政という切り口があったほうが入りやすいということもあるでしょうから。

○副委員 さて、そう考えると、市民意識の観点からいけば6ページの結論は大変すっきりするのですが、今度は、限られた公共施設を有効利用するという観点でいくと、委員のご指摘のとおり、8ページのところでトレードオフがちょっと起きてしまっている。我々として結論を出せばいいのかですね。効率性の観点からは、利用できるにこしたことはないですね。

○委員長 そうですね。ただ、我々の議論というのはかなりいろんな角度からいろんな意見を自由に言ってきた経緯があります。そういう意味では、必ずしも理路整然と順番に話を詰めてきているわけではないので、当然矛盾が生じたりすることもあります。それぞれいいこと、思いついたことを言った部分もありますからね。コミュニティ行政と社会教育行政の一体化なんて、縦割り行政の弊害をなくしていこうという、すごくいい話だけれども、利用の基準をきちっとしていこうということになると、逆にそれが邪魔になってしまうということなのですね。

そういうところをうまく合体してできないかというのがあるのだけれども、ただ、今回は。

○副委員 いいとこ取りができるとうろしいのですけどね。

○委員 8ページですが、この枠の仕分けを見ますと、先ほどとは逆に、今度は公民館の真ん中の50%免除団体ですか、50%免除団体で公民館のところは、その上の段の一定の割合で学習等の社会教育事業、これが50%のカテゴリーの中に入っていますね。それで、今度は地域センターの一番上のところにはこの文言が、実際の公民館と集会施設、地域センターとは趣旨が違うので入っていないと。さっきと逆転しているわけです。さっきは地域活動と福祉活動が免除団体に入っていますね。

だから、そういう面では、公民館のこの欄にある50%免除団体のところにある、一定の割合で学習等の社会教育活動を行うことを目的として活動している団体、これは、当然この団体が一番上の集会施設、地域センターですか、ここでも活動しているのですよね、現実には。だから、50%免除団体は、その社会教育事業の団体は地域センターではダメだと、50%できないという分類ですね。さっきの同じような関連からすると互換性が、借りる場所によってお金を払う場合とそうでない場合と実際に出てくるので、使う市民にとってみると複雑な思いですね。

○委員長 設置目的が違うからですかね。

○委員 そうですね、それを重視して多分こういう仕分けをされたのだと思うのですね。

○委員長 だから、そういう弊害をなくすためにということで(3)になってしまうので。

○委員 そうですね。だから、さっき③を①に持ってこいと申しあげましたけど、そうではなくて、③は③で尊重すると、①と③のやつを厳然と現在の使用目的をちゃんとルールを守ってこれをお造りになったということが今わかりました。

○委員長 できるだけその減免を狭くしていこうという考え方で成り立っているわけですね。原則有料をどうしてもこれを入れていこうということで考えると、やっぱり厳密に考えざるを得なくなってくる。

○委員 本当にいろんな問題含んでいますね。

○委員長 そういうようなことを考えたときに、将来的には(3)で弊害、縦割りの弊害をなくしていこうという方向に持っていくとすればいいのではないかという提言をしているわけです。

その場合にも、そんなことは今の段階ではできないけれども、そうなった段階では何も壁をつくる必要なくなってきましたよね。逆にそうなったらそれは無料かというともたそうじゃないのですね。そういう団体でも有料にするということでないでいいのです。

○委員 5ページの下から3行目のところです。減額・免除の見直しは、あくまでも特例的な措置であることを確認しと、特例的という言葉を使っておられますので、いずれ一、二年するとなくなる可能性もニュアンスとしては含んでいるわけですね。改めて答えを求めるわけではないですけどね、そうでしょうか。

○事務局 基本的なところは先ほど委員長がおっしゃったように有料ということです。

○委員 それはそうですけど、今までただでエンjoyしてきたわけですから、長い間ね。50%がいずれまた100%という可能性もはらんでいますね。

○委員長 市民感情としてはそうですね。絵手紙をかいている方もいらっしゃるとか、そういう方が今いろいろやっていたらっしゃいますよね、公民館を利用して。それは幾らになるのかわかりませんが、あしたから有料になりますといったときに、どういう受けとめ方をするのでしょうか。

○委員 この調査の中では、もう少し負担してもいいという市民もいるし、それと、やはり同じように、それは嫌だという市民もいるわけですよね。私は、将来的には、縦割り行政の弊害をなくすというのには賛成なのですが、コミュニティ行政と社会教育行政を一体化するという8ページのね、すごく立派だし、そんなことがあるのかなというようなところで、細かいところは私よくわからないのですが、設置目的に合ったもので現在は考えていくというのが一応妥当かなという、この審査の、今回のこの検討委員会の中では、将来的にはもっと違った形態に公共施設というのは変わっていくこともあるでしょうけれども、今現状は設置目的に合ったもので考えていくというのが妥当かなという気がします。

だから、この6ページの①、②、③のくりでした場合に、やっぱり公民館の設置目的に合っているかどうかというのが、この三つが本当に合っているかどうかというところがちょっと疑問です。

○委員長 6ページの、今、現時点では到達点ということでこれは考えて、(3)については将来、今後についてこういう検討も必要であろうということであるとすれば矛盾は生じないわけですね。このところはいいのですが、ただ、今、委員のおっしゃったように、要するに地域活動・福祉活動、これも公民館に入れたいというご主張なわけですよね。

○委員 そうですね。

○委員長 そうなったときに、設置目的に沿った形としての区分けになるのかどうかというところがどうなのですかね。そこが明確にそうなのだということであれば問題ないのですが、今までの流れの中ではそうではないということですよね。社会福祉活動と福祉活動とまたこれは分けているのですね。

○事務局 現在の基準がそういう形になっておりますので、たまたまそれを使ったということでございまして、特に、どちらかといいますと今の基準の中での整理という形になります。

○委員 だから、社会福祉活動を行う団体でありつつ①の地域活動・福祉活動を行う団体でもあるということはあるわけですね。

○委員長 あり得るということですね。公民館の、持ってくるものの意味がね、少しここで結論を出しておかないと、また入れてしまうと非常に範囲が広がることは間違いないので、入れていかどうかというのは、まさにその活動内容だとか設置目的に沿った形なのかどうかという点。そういう意味で言うと自治会もそうなのですね。では、自治会を取るかということになりますね。

○委員 今、社会教育活動なんていうものを担っている団体を限られている。それで100%免除になるというのはどんな団体なのですか。公民館というのは、まさにそれのためのものなのですけれども、PTAは百歩譲って教育に関係するということかなという気もするのですが、社会教育といったときに。

○委員長 すごく範囲の広いものですね、社会教育というのはね。あらゆるものが入ってしまうほど範囲の広いものですかね。

○委員 今の制度でいけば、おおむねこの社会教育活動というのは趣味・娯楽を目的とする方々も相当数含まれるので、実質50%になってしまっているわけですね。それはそれで公民館の利用目的に照らすと何かおかしいという話になってしまうわけじゃないですか。

○委員長 公民館の利用目的に沿っていたとしても有料なのですよということですね。

○委員 ということになるわけですね。

○委員長 そこは有料ですよ。

○委員 実はそれも矛盾しているのですよね。これは設置目的に照らして有料か無料を考えましょうというルールにしていたはずなのですから。

○委員長 そうでしたね。

○委員 いや、そうではなかったのですか。

○委員長 必ずしもそうではないということですね。

○委員 設置目的に合わせて有料、無料ということですか。

○委員 考慮しというのは何ですか。

○委員長 あくまでも公の施設であれば有料だということを前提にしています。

○委員 公の施設、基本は有料ですと。

○委員 平成16年に有料にしたのですよね。

○委員長 だから、基本は有料なのです。

○委員 公共性の高い団体というのは、また違う概念で出てきているわけですね。違う概念というのは、法律の根拠法ではなくて、こういうものは公共性が高いと認めますよというのは、市で行っているのですか。

○委員長 少なくとも障がい者団体だとか官公署が利用する場合には公共性が高いのでは。

○事務局 この公共性の高い団体が出てきたという経過は、前回の検討委員会の中で各委員さんから、例えば子ども会、自治会、PTA団体は免除でもいいのではないかというご意見がかなりあったものですから載せておりますので、市の方で考えていることではございません。

○委員 あったのですよね、そうですね。

○委員長 公共性の高い団体というのをあえて持ち出すことが弊害になるのであれば、これは取ってもいいですね。

○委員 これはどこにも規定的なものは特にはないですね。

○委員長 ないですね。法文上はないですね。

○委員 つまり原則有料、でも、例外になるのはこういう人だということをやっているわけですね。

○委員長 それを書いただけの話であって、そこにたまたま公共性の高い団体の話です。

○委員 それでは、なぜそこを例外にするのかという理由を整理しておかないといけないと思います。

○委員 しかもそこは100%であるという。

○委員 そうなのですよ。

○委員長 少なくとも設置目的に合致をしている、要するに、そのためにつくられているものだとすれば、それは無料でもいいのではないかということがありましたね、たしか。そういう意味では加味している、考慮していることになっているのですけれども、かといって現実にはその区分が難しいですね。

○事務局 公民館としてやや違和感があります。受益者負担の話は別として、まず、事務処理を考えたときに、たとえその地域活動・福祉活動を入れたとしても、その区分けというのが非常に難しいです。ここに公共性の高いとあるけれども、それを我々が現場で判断して、それでは自治会は公共性が高いのかと個々に問われたときには、現場で答えがなかなか返せないかなと思います。

○委員長 そうですね。少しこのところをもう一回見直さないと、もう一度議論し直さないとこの部分はいけません。自治会にしても、地域活動の一つですよ、そういう意味ではね。

○事務局 地域センターから見ますと、それぞれの団体がどういう活動をして、どういう趣旨で設立しているのかということをあえて毎年書類でいただいているので、仮にこういう整理をされても、混乱はしていないつもりです。

自治会の活動の中に、仮に新年会であるとか忘年会である、そういう親睦的なものがなぜ免除にされるのかということのご意見も過去にあったかなとは思いますが、それも含めて地域自治というかコミュニティをつくっていく上での活動だろうと見ていますので、自治会は非常に公共性の高い、地域住民にとってはですね、ここを免除に、地域センターについて言えば、設立趣旨からいっても当然していただいてもいいのかなというふうには理解していますし、その延長線上に地域活動している団体、自治会を形成していなくても、例えば地域防災のような非常に高い公共性を担っている自主的な団体がありますから、そういうところが活動拠点にさせていただくのは非常に市としても有益なことだろうと思っていますので、こういう文言は、だから、行政側に、そういう整理がされていないと、これだけもって免除だ、50%減額だと言われたら混乱すると思うのですが、それはおいおい我々のほうが整理していくべきだろうと思っていますから、

内容はどうしても、先ほどの委員長のお話ではないですけど、800円の減免を受けるのにそこまで出すのかという話で、一部に書類の提出を拒む方がいますけども、ただ、趣旨は説明すればご理解いただけるのかなということ、今そういう事務を我々のほうはしていますので、特に①については、余り混乱はしていないつもりです。

○委員長 この①のところの区分は、前にいただいた区分に従ってやっているの、実態に即した分け方になっているので余りそごはないのですけれども、公民館が違うのですね。

○事務局 公民館は、実際にはあの区分で受け付けをしているわけではありません。結果的にこうなったということです。

○委員長 そこが違うところですよ、地域センターと公民館。そういう意味で言うと、地域センターについては混乱なくできるということだとすれば問題ないととらえていいわけですね。公民館については、この分け方ですと十分ではないということであるとすれば、公民館についてだけ考え直すということもあり得ますね。この施設における地域活動・福祉活動をしている団体ということになるわけですね。一般的な地域活動・福祉活動をしている団体ということではなくてね。

○委員長 この定義でいくと、①なら①のところで地域活動・福祉活動を行っている、その①でしか通用しない話であって②とか③では通用しない話になっていくと思います。定義が違ってくるということですね。

○副委員 さっきの議論で、公民館については設置目的に照らしたときに社会教育団体なわけですから、それが事実上、50%はいただくという前提になっているのですよね、社会教育関係のことについては。となると、公民館を設立している本来の趣旨に基づいて使われる方々は既に有料で、一部ですけれどもお支払いになっているということを考えると、公民館自体は、むしろ減免にできる人たちは本来であればいはずなのですね。そこが今、自治会、PTA、子ども会というのが入っているというふうに考えるとすれば、今なぜ公民館でこの三つないしは、今、地域福祉活動という話が出ていますけれども、公民館でのこういった団体の活動を我々としてどうとらえるかというところが問われているのかなというふうに理解しました。

そう考えると、実態としてもう公民館、社会教育法自体がやっぱり、いろいろ議論しても、どうもやっぱり古いよねというのが多分皆さん何となく共感していただける部分だと思いますし、これはあくまで市民の意識とか感覚に非常に近くしていこうという趣旨での見直しでもあると思いますので、そう考えますと、公民館というものの位置づけが、かなりやっぱり集会施設とか地域センターと同じような扱いで活用していくべき施設ということに時代は変わってきているのはいいかと、仮に仮説を立てました場合に、そうしますと、①と③で減免にする対象の団体が異なるということは何か説明がしにくいような気がいたします。

もしここに地域活動とか福祉活動を入れてしまうと、あえて有料だと言っていることの意味がなくなるのではないかという理由以外には特に理由がないとなると、先ほど、その金額の話はさておき、今回はそんなに重視していないということを確認いたしましたので、そう考えますと、どれだけ減免にするかとか有料にするかという議論ではなくて、あくまでその施設をどう使うか、

だれに対して有料にするかということだけを考えるのであれば、①と③は同じ扱いでないとか何か矛盾してくるのかなど。

○委員長 そうですね。ここで、なぜ公民館が社会教育活動までも含めて有料にするかということ、減免するかという、委員のおっしゃったように、趣味・娯楽の部類がここにまざり込んでいる、渾然一体となっているわけです。そこが切り離せないということなので、そこについて免除するわけにいかない、要するに全額免除するわけにいかないということの中でこういう書き方がされてきているわけですね。

そうすると、現在の社会教育法そのものの考え方が時代にそぐわないというような認識をきちっと打ち出さないといけなくなりますね。まさに法律の自治解釈権というか、小平市の解釈権としてそういう解釈をしていくということにしないとなかなか解決できないかもしれませんね。そこに手を打たないと、ずっと矛盾といいますか、地域センターとの齟齬が生じてくる。

あくまでも昭和21年、22年頃ですか、できたのが戦後すぐですか。

○委員 戦後にできた特有の法律ですね。

○委員長 あくまでも住民の学習を引っ張っていく大きな力になってきたものが、一定程度ここで成果を果たして、もう時代が違っているという言い方はなかなか難しいのだけれども、そのところを考慮に入れたものを入れてこないとか何か解決できないかなという気がしますけどね。

したがって、社会教育事業を行うような団体だとしても、当然これは有料の扱いにする。そこで有料にしておかないと、あとは個々の判断では絶対有料にならないですね、趣味・娯楽の部類も含めてですけどね。

○委員 私は、ちょっとそれは困るかなというところではあります。やっぱり今の委員長さんのまとめだと、そうすると公民館は自治会、PTA団体、子ども会だけということになりますよね。

○委員長 はい。

○委員 ですね。そうしたら、ほかの団体もみんなお金を払ってくださいということになりますよね。

○委員長 今の考え方を逆に地域活動・福祉活動を行う団体も含めて、縦の系列をうまく齟齬をなくするために、自由な使い方ができるように持っていこうという考え方なのですね。だから、これをもう少し今度は逆に幅を広げていく考え方をしないと矛盾を生じてしまうということです。

ただ、そのときに社会教育活動だから減免するとかということではなくて、基本は有料なのだから、具体的にどこを今度は無料にしていこうかということを検討していったときにどういうものが出てくるかを新たに考えましょうということなのですね。

○委員 つまりあれですね、公民館のほうに、100%免除するよというところに、この地域活動・福祉活動を行う団体というのを入れないとおっしゃっているわけではないのですね、委員長は。

○委員長 そうです。

○委員 むしろ入れたときに、しかし、まざってきてしまう、我々として問題視している部分をどうやったら、まさに判断の透明性の確保といいますか、そのところが担保されないと、結局



前と同じことになってしまうのではないかということです。

○委員 そうですね。それで実績をとろうとしたら、実績調べるだけで事務コストがかかると、それもそれで本末転倒ですし、かといって野放図にしておきますとやっぱり何がいいのだということになってしまうので見直した意味がない。

○委員長 職員の人件費を考えたら、その手間暇の方がかえって人件費がかかってしまいます。

○委員 それはそうですね。

○委員長 そこに職員が1人張りついて審査するほうがはるかに高いですよ、コストの面は。

○委員 いたずらに審査に事務コストをかけるのは本意ではないのですね、我々も。しかし、どうすればいいか。

○委員長 今日の予定なのですが、5時ということで限度を設けてあると思うのですが、一応そこまで議論して、もう一回、今出たのを多少整理しまして、こういう形でご提言申し上げるのですけども、あと一回で終了しますでしょうか。予備日をできれば設けたいのですが、可能ですか。今出ていた意見を結構まとめるのはかなり難しいかなと思うのですけども。

—日程調整—

○委員長 基本的には有料だということについてはご議論いただいているということで理解を  
していいですね。あとは例外をどうするかということで、障がい者の団体については、これはお  
認めになっていただくのですか、それと官公署が利用する場合については、これは無料でもいい  
だろうということですかね

○委員 逆にね。

○委員 官公署こそ、みずから払っていただきたい。

○委員 なるほど、手本をね。

○委員長 少なくとも小平市の人間が使う場合には、これはただでしょうけどもね。ほかの市の方  
が使うというのは。

○事務局 払うようにしている団体もあります。そういう設定をしているところ。とにかく経費  
はあまねく負担するというような考え方でやっております。

○委員長 ありますよね。だから、必ずしも官公署だから全額免除ということにはならないので  
すよね。

○委員 実態としてそういうふうにご利用されていたりしますか。ほかのところ。

○委員 小平市で、やっぱり公民館、地域センターを市で利用されていますか。

○事務局 それは無料という形ですが。

○委員 頻度が多いのですか。

○事務局 頻度が多いというか100%です。

○委員 それは主催とかそういうのですか。主催とかのものも含まれますか。例えば、その課が  
主催するイベントとか。

○事務局 例えば地域センターであれば何かありましたね。

○事務局 例えば、先ほどのおっしゃったようなまちづくり課の住民説明会で使うとか、それは

すべて市が、市を通じて使用申請しているはずですから、それは全部免除ですね。

○委員 そうですね。共催とかはあれですけど、主催の場合は無料で。

○副委員 他市のお取り組みから知恵をちょうだいするわけにはいかないのでしょうか。今我々が困っていることは大分明確にはなってきた気はするのですね。公民館という施設をあくまで社会教育法に忠実な運用にしていくのか、それとも時代に合わせて現場で運用を変えていくと、公共施設の有効利用ということも考えてですね、ほぼコミュニティ行政の用途であっても使っていくというふうにするのかということと今悩んでいるというのが一つと、あと、審査基準、当然明確でないとはだめですし、透明性を高めたいのですけど、いたずらに事務コストを発生させるのも本意ではないということと、ある程度趣味・娯楽でご自身の啓発みたいところで使っている方からは、しかるべき料金はいただいているだろうという、この一般市民の当たり前の感覚に当たり前にこたえるためのルールをしきたいだけだと思うのですよね。

ここの部分を他市で、いろいろと他市の公民館利用の調査などをしていただいているのですが、これをもう少し踏み込んでですね、今の具体的な悩みに少し知恵をいただければいい取り組みしていらっしゃるところがありやしやという、なければならぬまた独自に考えるしかないと思うのですけれど。

○委員長 多分ないでしょう。

○委員 多分ないのですか。ないのだとすれば、もうこれはこの場で頑張ってお答えを出すしかないということになるのですかね。

○委員 小平が前例をつくらなきゃならないね、我々委員会をつくらなきゃならない。

○委員 皆さんどこも悩んでいらっしゃるのですかね。

○事務局 公民館そのものをなくして、生涯学習センターにしているところは別にして、公民館をそのまま残しているところは同じような状況であると思われます。

○委員 悩みに直面していると。

○事務局 そうですね。極めて現象的な意味において整理しなければいけない事柄にはなっているのだということでは認識していますけれども、直ちにこの場で公民館と地域センターの性質を異なるものから同じものにしていくのだという整理の上に議論を展開していくというのは、無理があると思います。現に違うものとして成立して、それなりの活動もしていて、小平市は小平市の公民館の歴史なりありますので、なかなか考え方としてはこういった課題も考えられるということではお示しいただけることは可能なのかなと思いますけれども、整理するに当たって、直ちにここで全く同じものとしていきたいと思いますということにはならないのかなという気はいたします。

○委員長 歴史がある団体こそ、他の自治体もそうですけれども、歴史のあるところだけが残っているのですね。

○事務局 だから、それが逆に浮き彫りになってきているという、お話ですね、そんな気はいたします。

○委員長 そうですね。多くのところでやはり論議になっていますね。

○委員 きちんと今議論したことを整理しつつ、落とすところはちょっとまたあれですね、現場

の方の柔軟にといいますか、せっかくこの場で決めたことが浮いてしまわないように。

○委員長 やはりこの中の論議でも、どうしても減免のところについてはぶつかり合ってしまうところですね。

○事務局 それでは、この報告書の修正の案といたしましては、この減免のところはとりあえずこのままでよろしいのでしょうか。それとも、多少修正のほうを加えてお出しした方がよろしいのでしょうか。

○委員長 「6の検討のまとめ」の、8ページまでですね、検討のまとめのところについても、今まで出たご意見を踏まえて若干手直しできるところは、例えば、公共性の高い団体にしてしまおうとか、いろいろ議論ありますから、そのところはちょっと直して、単純に利用者団体、障がい者団体だとか官公署については無料にするという形、それ以外については全部有料だという考え方もあるわけですね。その辺の案を一つ二つ並列して書いて、ちょっとその辺で議論していただければと思うのですけれども、どうですかね。

○事務局 そうすると、報告書としては何種類か用意することですか。

○委員長 この部分だけね。例えば、地域福祉活動も入れるというふうに、公民館へ入れた場合どうなるのかとか、バランスがどうなるのか。

○委員 委員のご指摘は、公民館の設置目的云々ではなくて、こういう地域活動・福祉活動というのも認めていくべきだと。

○委員長 行っている団体も公民館の利用者として減免の対象にすべきだという考え方ですね。

○委員 そのかわり、減免のあり方が、今までは社会教育団体という言葉で一くりにしていましたが、もう少しそれをわかりやすい言葉に直して、審査したときに、審査する人も、これはこれに当てはまるから、減免に当てはまらないから幾らだとできるようにしたほうが良いという意見です。

○委員長 社会教育活動をしている団体の中に趣味・娯楽の団体も含まれているわけですね。そうすると、趣味・娯楽の団体だとしても社会教育活動をしていますよということになってしまうと今度は判断が難しくなってくるということですね。そうすると現場では大変混乱を生じてしまうということになり得るので、社会教育活動全般を含めてここでは半分の減額にしましょうということにしています。その中になおかつ地域活動をしている団体とか福祉活動をしている団体も入ってくるとなると、それを一つ一つ明示をしていくこと自体は難しいことだと思うのですね。

こういう区分するときには、基本的には大きなところで切るというのかな、基準を設けざるを得ないのかと思いますけれども、そういう意味で言うと、福祉活動だとかというのを入れるとすれば、福祉活動の全部をそこにに入れてしまうということになります。

ここでは体育館の話については、障がい者団体については今まで触れていなかった。免除されていなかったのが免除すべきだという提案をされていますよね。そうすると、そこが今度は減額ではなくて増ですね。

○委員 免除増。

○委員長 免除率が逆転する部分もあるのですけれども、それについては触れていません。障が

い者団体が体育館をどれだけ利用しているかというのもちよっとわかりませんが、資料としてないので微々たるものかもしれないけれども、増える部分もあるということは触れられないのですね。数字が出てこないから。

○事務局 体育館に確認したところ、さほど多くないという。実態的にはあるのですが、ほとんどですね、パーセンテージになるとカウントするには値しないような数字ということで聞いております。

○委員長 そうすると、この減額、総体の減額、これだけありましたということの中に本当はプラスの部分が出るわけですね。

○委員 これはとりたててここで書いておく必要はないですね。

○委員長 ないですよ。

○事務局 最初のところに、(2)の減額・免除についての、その次の1行目に公民館等という表現がありますので、この等の中に含めるということであれば、この表現に全て入っていくことになるのですが、少し分かりづらいということで、あえて記載しましたので、要らないといえど要らないということになります。

○委員 なるほど、そういう意味ですか。こういう議論を余りしてなかったですね、今まで。

○委員 あと、1点お伺いしたいのは、本筋じゃないのかもしれないのですけれども、8番の委員の個別意見と、それから、この中に、例えば6番の中には、これに対する反対意見としてここに含まれている部分もございますね。これは何か、どういう違いがあるのでしょうか。

つまり、例えば委員の個別意見として、私はもっとこういうことを書きたいということがある場合に、自由に、「こういうふうに思います」ということを例えば次までにお渡しして、ここにそれを盛り込んでいただけるのか、あるいは、それが例えばその前段の6番とか7番とか、そこに入ってくるのでしょうか。そういう扱いがよくわからないのです。

○事務局 8番のところでは個別意見を載せた意図というのは、この個別意見の中の集約が6番の検討結果のまとめという、そんな図式がとれればなということ載せたわけです。

○委員 つまり、ここの中に、先ほど申し上げたような、例えば負担を強いるのであればこういうことを市に求めたいということですか、あるいは、例えば地域活動・福祉活動というくくりについてどうしても違和感があるというような意見を持った場合に、それは委員会として最終的に結論を持っていくというのは、それは当然そうあるべきだとも思うのですけれども、ただ、その中であつても何か、例えば、反対意見として数行の言葉があると。であるなら、この地域活動・福祉活動と入れていいのかどうかということについての意見について、それは例えば全員の個別意見として載せていただけるのか、あるいはこちらの6番のほうに入れていただけるのかというところなのですか。

○委員長 検討結果のまとめをここだけ個別に取り出して一つだけ挙げるとおかしいので、後ろに個別意見というのはまとめたほうがいいのではないですか。

○事務局 全体の意見の中ではこういう意見もあったということをあえて強調したかったわけなのですが、それが分かりにくいということであれば個別意見に載せることにします。

○委員 とりたてて取り上げるということであれば、例えば前回のお話のときには自治会も入れるべきですかという話もさせていただいているところですし、だから、とりたててここに入れるからほかの意見はどうなるのかなということになってしまうので。

○委員長 やっぱり疑問の起きないようにするためには、一つだけ取り上げるとか二つだけ取り上げるというとなんか疑問が入ってきますので、個別意見であれば個別意見は全部まとめておくという方がよろしいのではないのでしょうか。

○委員 そうですね。

○副委員 ここは、6ページのところは、この表にしたのと違う意見だけど、これとして提案しているからということできっつけて出してくださっているわけですね。

○事務局 そうですね。そういう意味ですね。

○委員 ここの6ページのところは、この①、②、③はどうするかなというのをこれからまた考えるわけですね。

○委員長 そうです。

○委員 では、それで結構です。後ろにまとめてで。

○委員 次回、例えば話していた地域活動・福祉活動についての部分について少しクリアな結論が出るのだったら、別にそれはそれでオーケーだし、そうではなくて、もしこのままいくのであれば少しそういう意見として、あるいは、こういうふうになら、委員会で結論を出しておきながらおかしな話かもしれませんが、やっぱりその後実態をフォローして見直しをしてほしいということを入れておきたいなと思いますので、それを何か最初から委員会の結論にしているのかどうか、あるいは、それは何か例えば委員として、ただそれらも盛り込んでいただきたいという形で、最後の意見、その他意見のところに入れていただくのか。そのような形でできていくのかなというふうに思いましたので。

○委員長 書き方いかんによってくるということも当然あるわけですね。そうすると、やはりここで一定程度詰めておかないといけないわけですよ。

○委員 ここの6ページの結論に至る理由を説明しないとイケませんよね。その理由こそ今議論をしている中身ですので、どこに我々として悩んでいて、どこまでは結論を出した。したがって、こういうところだと。ただ、詰め切れないところはこういうところなので、そこは今後の課題として整理をしておかないといけないのかな。何かこの6ページの結論だけぽんと出ただけでは、多分、何でこうなったのですかに答えられないでしょうから。

○委員 そうですね。あと、もう一つ、その6ページというか8ページに入ってくるのですが、(3)の施設運営についてという形で何か一つ提言がここだけぽんと出てくるわけですよ。受益者負担の検討委員会としてのまとめとしてこういう提言を入れるのであれば、先ほども申しましたけれども、ほかにも入れてもらいたいことがあるし……。

○委員 それこそ提言の箱にして詰めていくといいですね。

○委員 そういふところがあるのであれば、そこに盛り込んでいただくように次回お諮りをするし、そうでなければ、意見のところに入れていただくとか、そういう形でできればと思ったので

すけれども。

○委員長 柱を一つ立てたほうがいいかもしれませんね、提言の部分をまとめて。そうすれば矛盾が生じませんからね。

○委員 やらないといけないと言うと変ですけど、今すぐに対応していただかなければいけないような形でお出しすると、かえって本意ではありませんので。提言は提言の箱をつくっていただきたいということです。

○委員長 また前に戻って申しわけないですけれども、減免の障がい者団体と官公署をなぜ減免するかということですよ。この辺を少し論議してもらわないといけません。こういう理由でということが書けないと、なぜここだけ減免するのですかということになりますよね。

○委員 原則有料なのということ。

○委員長 ええ。なぜ障がい者は免除されるのですかという。

委員がいろいろお挙げになりました項目ありましたね。そのときに障がい者団体、介護、子育ても入っているのですけれども。

○委員 社会的弱者と言ったかね。

○委員長 弱者という言い方をされていましたね。

○委員 通常、今の社会通念からいくとですね、介護、子育て、身体障がい者介護、それから、国として、あるいは地域社会として、やはりセーフティネットにかける最初のカテゴリーじゃないかというような認識を私は持っていたものですから、そういう意見を申し上げたのですけどね。

○委員長 支援をする必要のある団体ということになりますね、そうすればね。そういう意味で障がい者団体が入るとい。

○委員 私も委員と意見は大体同じなのですが、障がい者団体の方って多くは福祉会館で活動されているケースが多いですよ。ほとんどと言っていいぐらい。

○委員 けやきの家とかね、何か、そうですね。

○委員 いろんな活動団体という。もちろん福祉会館というのは小平市に1カ所、市役所の近くにあるだけなので、そこまで遠い人たちも皆さんここで利用してやっていらっしゃるのですね。だから、数としては普通の集会施設、それから地域センター、元気村おがわ東、元気村おがわ東は併設されている施設がありますから、障がいを持った方を支援する通所施設がありますのでそこそ利用していると思いますけれども、公民館とかも、そんなに数としては多くはないのですね。

でも、そういう方たちの活動の場が広がるということは必要だと思いますので、数としては少ないですけれども、委員と私も同じ理由で入れていいかなと。ほとんど数は少ないですよ。

○委員 数の問題というよりはあれですか、方針なり、いろいろな援助が多分必要とされている。

○委員 もちろん数も大事ではあるのですけれども。

○委員長 あと、社会的弱者と呼ばれる人が障がい者だけかという話にもなってきたら、それにどう答えるかということになりますよね。

○事務局 障がい者団体についてなのですが、こちらは障害者基本法の改正によって、国及び地

方公共団体については、公共的施設の利用料を減免しなければならないという決めがありまして、それに基づいて行うということですので、小平市では改正時にはやっていなかったという経過がございまして、この使用料等の見直しのときにあわせてやっていこうということなのです。

○委員長 自立支援法。

○事務局 いえ、障害者基本法です。改正がありまして、それに基づいて優遇的な措置を講じなければいけないという規定の改正があったものですから、それに基づいて行うということになります。

○委員 今のことでヒントをいただいたのですが、これ各施設とも当然法律があるわけですよね。その法律が、どういう活動なり団体であれば、要は免除をすべきとして書いているのかというところを一回整理した上で、今書いているところが該当するかどうかを照らして判断していくというふうにははいかなもののでしょうか。

○委員長 公民館しか多分ないと思います、根拠法があるのは。あとは根拠法ないですね。

○委員 法律に準拠しようとする、この整理はできないわけですか。ここで決めるしかないわけですか。

○委員長 そうですね。だから、施設としての、逆に、法があるからといって自治体が従うのではなくて、今やっぱり分権社会だから、逆に自治体で決めていこうという考え方が主体ですね。

今の障がい者なら障がい者のところについて減免をしていこうということだとすれば障害者基本法に基づいてということであれば、小平市の自治基本条例の中には入っていないのですか。

○事務局 ないと思います。

○委員 障がい者という項目はないですね。

○委員長 その辺の基本法をもとにすれば、その根拠が明らかになって、目的があるわけですから、そこを少し引っ張り出せば何となくつじつまが合うような感じはするけれども。じゃ、官公署はどうですかね。

○事務局 官公署は、さっきご説明したとおり、特に現実的に、例えば県とか、市の施設で県が利用する場合とか国が利用した場合にはお金を取っているところもありますので、それは任意的に、こういう法的なものはないと思います。

○委員長 ないですね。小平市としてどうなのかという。

○事務局 そうですね。小平市が利用、小平市役所が利用する場合は、それは単にいろいろ事務が煩雑になっていくだけの問題なので、ほかのところからは取ってもいいということは別に書いています。

○委員長 そうですね。無料にする理由はなくなってきましたね。

○事務局 ただ、今現実的に各施設とも共通してだと思えますけれども、小平市が使う場合とその他の官公署が使う場合についての、その他の場合については、小平市民に対してその他の官公署が使う場合ということにしていますから、例えば市民文化会館を使うのに、東村山税務署という小平市にない官公署が使っても、小平市を管轄しているところですけど、その例えれば税の申告説明をするのに使っていますけど、その場合は免除、そういうふうな区分けはしていますので、文

言に入ってはいませんが、官公署としている、その官公署が本来の目的で使うことはもちろんですけども、小平市民にとって有益な事業として使う場合に限っていますから、それは現時点で入ってなくても混乱はしていないのかなと思います。それを逸脱して貸していることは私の知る限りないかなと思います。

○委員 わざわざここを使う理由がないですね。

○事務局 そうですね。

○委員長 一般的に言えば、住民福祉の向上を図る目的を持っているのが官公署ですから、そういう意味で言えば、まさに無料にしてもいい、住民福祉の向上なのだからということであれば問題はないのでしょうか。積極的に無料にしなくちゃいけないという理由というのは特に見当たらない。今の税務署の説明であれば、それはまさに住民の利便性が高まる話ですから。消防署なんかも使ったりすることがありますよね。そうすると、公共性の高い団体ってあえて無料にする必要はないですね。公共性が高いか低いかというのは別に判断する必要何もなくなってくるようになりますか。そうすると、障がい者団体と官公署だけ無料にすればいいという話になりませんか。

○委員 根拠が明確でないものは有料だということにするならばですね。

○委員長 原則有料なのですから。

○委員 全部有料にしたほうがわかりやすい。

○委員 使用料の収入ということでもなく、やはりその利用目的、施設目的があって、その施設があるわけで、例えば、社会的弱者というのは一つのたとえですけど、そうした方に対して利用を促していくという意味では、減免していく一つの理由になるのかなというふうに思いますけども。単に施設があるというだけではなくて、その政策がうまく政策効果を少しでも大きく上げていくためには、やはり施設を建てて、その施設を活用していくという面では、ディスカウントではないということでしたけども、減免をして利用を促していくというのも一つの理由になるのかなと思うのですけども。

○委員長 社会的弱者は説明しやすいですね。何とか利用の促進を図っていくという。

○委員 だから、それが100%なのかどうなのかとかいうのはまた違うことになりそうですけどね。

○委員 でも、今並んでいるのだけ見れば、自治、福祉、福祉の中の特に子育て、子ども、高齢者絡みというのは、何となく無料にしてもいいのではないかという暗黙の定理はあるような感じはするのですね、今あるものだけを見ますと。

○委員長 子育てだとかいうことであるとすれば、今の少子高齢の時代を考えた場合、人口減少社会を考えたならば、やっぱり子育てに力を入れなくちゃいけないとかね、子どもが活発にというか健康に育ってくれるということだとすれば、子ども会だとかということになってくる、無理やりこじつけているような気がしますけど、そういう理屈はつけられるのです。PTAも。

○委員 PTAは教育と子育ての間みたいな感じですよ。むしろ子育てなのですかね。余り学校、でも学校教育とも関係してきますよね。

○委員長 むしろそういう方面でしょうか。



○委員 団体の財政面からいくと、私の想像では、自治会もPTA団体も子ども会も、通常の公民館活動をしているサークルよりもはるかに財政はリッチですね。ですから、1回の公民館活動をして、数名でやっているところなんかは、今、月2,000円ですよ。それを上げないとやっていけないという部分が出ていますからね。もしこれを半額請求した場合にですね。それに比べると、ここに並んでいるPTA含め、あれは人数がまず多いですから、対1人当たりの支払いが少ないですから、人数が多くてね、会計簿見れば歴然としています。

○委員 団体の財政力というのも加味しないといけないかもしれませんね。

○委員 だから、そういう面では、委員長がおっしゃったように、こういうところは、もし外すことができればね、官公署も半分は例えば払うのだと、PTAも子ども会もやれば、かなり、そのかわり私たちの娯楽も払うのだと言えば非常に筋が通って民衆受けしますから。官公署も含めてね。だから、余り適用除外は多くしないという、もし皆さんのご意見があれば、私はそれでもいいのではないかと思います。きょう、お2人欠席されていますから、次回でもちょっと議論されればと思いますけども。

○副委員 そういう視点でいくと、先ほど私が言った促すという部分は余り意味がないのかなという。

○委員長 利用を促進するという意味ですね。

○副委員 その先には、促進した結果、本来の政策目的であるところの効果が出てくるだろうということですよ。

○委員 ただだから使おうという団体ですか。

○委員 に対して促進しちゃうと逆効果なわけですよ。結局、ただだから使おうみたいになってしまうと。

○委員長 真に使えるところが使えなくなるかもしれない。だから、このところは思い切っていないと、なかなか理屈が合わないと思うのですがね。

○委員 50%も出している。この50%の理由は、公共性を有する面が見られるため。

○委員長 設立目的なんかを加味してということで50%という、それは今まで無料だったからね。

○委員 そういう意見だったのですよね。その50%の意見のときにそういうお話だったですね。

○委員 そうです。

○委員長 少なくとも今まではこれは全部無料だったからということで、少なくとも半分取ってもいいだろうという、理解しやすいだろうということもあったのかもしれません。

○委員 有料にすることで今よりも活動が停滞して政策効果が下がるということは、一般論としては危惧されるわけですか。どうなのでしょう。

○委員長 それが他の自治体の例で、狛江市でしたが、金額をかなり上げたけれども利用率は減っていない、逆に増えてきた。

○事務局 利用率は減っているのですが、利用者が増えました。利用率は下りました。

○委員 だから、地域の団体はみんな排除されているのですよね。

○委員長 ただ、利用者の数が増えてきているということは市民がそれだけ多く参加しているということになりますから。

○委員 また、このPTAとかこういうのも全部外されたので、また議会に請願出したりしているのですよね、減免してくださいということで。

○委員長 免除しろということですよ。陳情出すのはいいけれども、ただ、こちらの報告書をまとめるに当たって、検討するに当たって、矛盾のあるようなことはやっぱりまずいですよね。検討結果としては、理屈が通らないといけないわけで、妥協の産物にならざるを得ない部分もあるかもしれませんけどね。

○委員 見直しの今回の目的の優先順位ですよ。お金よりは住民の意識だということなのであれば、余り全部原則有料だということで全部有料にしてしまうということよりも、でも、それもいけないですね。

○委員 でも、これは私たちの委員会の検討結果の報告書であって、これをどう受けとめてどうされるか、あるいは仮にこのとおりにするとしても、何か例えばそれまでに期間を置いてということにもなるでしょうし、この委員会としての結論ということで考えればいいのかなというところでは。

○委員長 到達点を示せばいいだけの話で、答申ではないので。ただ、一定程度決まったものを出さない限り期待にこたえられない部分もあるわけです。時間もちょっと過ぎてしまいましたので、今出た意見を踏まえて、少し事務局と調整を図りたいと思っております。

以上をもちまして第5回小平市受益者負担の適正化検討委員会を終了いたします。

小平市受益者負担の適正化検討委員会  
検討結果報告書（案）【修正】

平成22年3月

## 目 次

1	はじめに	1 P
2	見直しの背景	2 P
3	受益者負担適正化の基本的な考え方（前提要件）	3 P
4	検討経過	5 P
5	受益者負担の現状と課題	6 P
6	検討結果のまとめ	8 P
7	見直しによる使用料の影響	11P
8	委員の個別意見	12P
9	資料	16P

(1)小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿

(2)小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

(3)検討委員会開催スケジュール

## 1 はじめに

本検討委員会は、平成21年8月に市長から受益者負担の適正化の検討を依頼され、市の公共施設の使用料を中心に、平成21年7月に策定された庁内の検討結果報告書や各種資料等に基づき、検討・検証を進めてきました。また、検討・検証を行う中で、他市の状況や利用実態を確認する機会を設け、公民館の諮問機関である小平市公民館運営審議会の会長及び公民館利用者団体である八館会会長から貴重なご意見、ご提言をいただくことができました。

その他の施設の状況については、市の施設担当責任者から詳細な説明を受けることで、施設運営体制の現状や問題点、利用実態などを把握することができました。

このように、これまで検討委員会を6回開催し、様々な視点から審議を重ねてきた結果、受益者負担の適正化についての基本的な考え方や具体的な見直し方法をまとめましたので報告いたします。

## 2 見直しの背景

平成20年2月に公表した「小平市政に関する世論調査」において、地域センター等の利用費負担を、一部を含めて負担すべきだと思うとする意見が7割近くありました。しかし、公共施設の使用料の免除が9割以上となっており、市民意識とはかけ離れています。

現行の減免制度は、利用する各種団体活動の支援や促進、施設利用率の向上などに一定の成果を上げましたが、受益者負担に対する市民意識や社会状況が変化しているにもかかわらず、これまでに減免内容の見直しが行われたことがありません。

財政面を見ますと、小平市の財政状況は、世界同時不況による経済状況の悪化などから市税を中心とした収入が減少している反面、少子・高齢化に伴う施策の事業費や公共施設の維持管理経費などが増加しております。

市では、新たな収入の確保などの収入増や無駄な歳出の削減等に努めていますが、減額免除をしている施設の使用料を確保するためには、今後、様々な事業費の削減や、市債などの将来負担を行う必要があります。

なお、市債の発行はできる限り抑えていますが、平成20年度末現在高は約550億円となり、近年の経済状況の悪化からさらに増加する傾向にあります。

また、地域センターの年間の施設維持管理経費は、全館18館で約2億1千900万円、1館あたり約1,200万円となっていますが、このうち99.5%を市税等で負担しており、利用者の負担は0.5%となっています。

このことから、市民意識や社会状況の変化に対応した受益者負担に対する考え方を明らかにし、公共施設の使用料の免除内容を見直すことにします。

### 3 受益者負担適正化の基本的な考え方（前提要件）

受益者負担の適正化の基本的な考え方については、庁内の検討結果である「小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）検討結果報告書」においても示されていますが、本検討委員会においては、次の4つの基本的な考え方を前提にして見直しを行いました。

#### （1）受益者負担の原則

市民が市の施設を利用しサービスを受ける際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との負担の公平性がはじめて確保されます。このため、市の施設を利用する方やサービスを受ける方に応分の負担をしていただく必要があります。

#### （2）算定方法の明確化

利用者に応分の負担を求めるためには、使用料・手数料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方についての算定方法を明確にします。

#### （3）減額・免除の見直し

使用料・手数料の減額・免除については、「受益者負担の原則」の観点から、あくまでも特例的な措置であることを確認し、その適用については、やむを得ないものに限定します。なお、やむを得ず減額・免除を行う場合は、公平性・公正性の確保を図るものとしします。

#### (4) 施設の設置目的に照らした減免措置の検討

公共施設には、自治・コミュニティ、福祉、社会教育等、それぞれの設置目的があり、当該目的に合致した利用を優先的に減免するとともに、設置目的と異なる趣旨の団体の利用については原則有料としていく必要があります。

ただし、従来から市として公民館行政を充実してきた経緯等、これまでの利用実態を勘案して激変緩和措置を講じるなどの方策もあわせて検討していきます。



## 4 検討経過

本委員会では、平成21年7月に策定された「小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）検討結果報告書」に基づき、地域センター、福祉会館、公民館、総合体育館、体育施設を中心に、各施設の担当課長から施設の現状や使用料の実態についてのヒアリングを行いました。

また、多摩各市の状況や使用料を見直した他市の実態、見直しによる影響について、資料等に基づき検討を行うとともに、施設利用者の意見等を聴取する機会を得て、小平市公民館運営審議会会長及び公民館利用者団体の代表である八館会会長からご意見やご提案をいただきました。

これらの検討や意見聴取などに基づき、使用料等の見直し課題を確認し、見直しを行うべき内容をまとめました。

なお、本検討委員会は、平成21年8月に1回、10月に1回、11月に2回、平成22年2月に1回、3月に〇回、計〇回開催しました。

## 5 受益者負担の現状と課題

各施設における受益者負担の現状について検討しました。

### (1) 使用料免除

集会室、地域センター、元気村おがわ東の使用料は、それぞれの設置条例施行規則で規定された免除基準の「その他市長が特に必要と認めた場合」を受け、要綱で定めた基準（地域活動、福祉活動、文化活動）により免除しています。

これらの免除率は、集会施設が96.4%、地域センターが96.5%となっており、運営費等経費についてはそれぞれ99.9%、99.5%を税金等で負担しています。

福祉会館は、設置条例施行規則に定めた基準（社会福祉活動）により、使用料の免除を行っていますが、免除率は89.3%となり、運営費等の経費の98.1%を税金等で負担しています。

公民館についても、設置条例施行規則に定めた基準（社会教育活動）により免除を行っており、免除率は89.3%となり、運営費等経費の税金等の負担は99.4%となっています。

体育館・体育施設等については、設置条例施行規則に定めた基準（主催団体、市民対象の有無等）により、減額・免除を行っていますが、減額・免除率は、体育館14.1%、体育施設7.6%となり、運営費等経費については、それぞれ73.3%、72.8%を税金等で負担しています。

このように、体育館・体育施設を除く施設の使用料の免除率は、大半が90%後半となっています。（※免除率、税等負担率は平成19年度決算額に基づき算定しました。）

### (2) 施設利用実態

地域センターと公民館はそれぞれ設置目的が異なりますが、利用団体の一部にそれぞれの施設を同一目的で利用している実態が見られます。

また、それぞれの施設の利用団体の中には、趣味・娯楽を目的に使用している例が多く見られますが、利用団体の活動を把握することができていない施設

があります。

### (3) 使用料・手数料の改定

使用料・手数料は、原価算定に基づき、定期的な見直しが行われています。

原則として原価と料金に一定率以上のかい離が生じた場合に料金改正を行っています。

### (4) 縦割り行政の弊害

地域センターと公民館は、ほぼ同じ利用者、利用形態が見られますが、それぞれ、社会教育行政的な施設、コミュニティ行政的な施設として位置づけられ、市の施設担当窓口が異なるなど、効率的な運用形態ではありません。

## 6 検討結果のまとめ

本検討委員会では、各施設の使用料については、「3 受益者負担適正化の基本的な考え方」に基づき、「5 受益者負担の現状と課題」を解決するため、様々な視点から検討した結果、次のとおり提言します。

### (1) 使用料・手数料について

各施設の使用料及び手数料の料金設定は適切とします。

使用料・手数料は、原価算定に基づき料金設定を行い、これまでも設定した料金を定期的に見直しており、原価と料金に一定率以上のかい離が生じた場合は料金の改定を行っています。

### (2) 減額・免除について

集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東、福社会館、公民館等の公共施設の利用は、原則として全て有料とします。

ただし、公共性の高い団体、障がい者団体、官公署が利用する場合は、免除とします。

公共性の高い団体とは、利用団体の活動内容や施設の設置目的等を考慮し、次のとおりとします。

#### ①集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東

自治会、P T A 団体、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体

#### ②福社会館

老人クラブ及び社会福祉活動を行う団体

#### ③公民館

自治会、P T A 団体、子ども会、一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体

なお、一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体の認定基準については、利用実態や市民感覚等に照らした上で明らかにしていく必要があります。

#### 【趣味・娯楽を目的とする団体について】

趣味・娯楽を目的とする団体については、文化活動を通じて地域活動に貢献しているなど、公共性を有する面が見られるため、使用料を50%減額とします。なお、各施設において趣味・娯楽を目的とする団体と公共性の高い団体の区別ができない場合は、公共性の高い団体においても使用料の免除は行わず、50%減額とします。

このため、各施設においては、利用団体の登録を行い、団体の設置目的・活動内容を把握する必要があります。

#### 【市民総合体育館、体育施設について】

市民総合体育館、体育施設の減額・免除制度については、減額・免除の基準を詳細に定めており、免除率も低いことから、おおむね適切とします。

各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の高い団体 (自治会、PTA、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体)</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の高い団体 (老人クラブ、社会福祉活動を行なう団体)</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性の高い団体 (自治会、PTA、子ども会、一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体)</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>

※公共性の高い団体と趣味・娯楽を目的とする団体との区分ができない場合は、50%免除とする。

(3) 施設運営について

地域センター、公民館については、ほぼ同じ利用者及び利用形態が見られるため、効率的な財政運営や市民サービス向上の観点から、コミュニティ行政と社会教育行政を一体化し、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態の検討を図ることが望まれます。

## 7 見直しによる使用料の影響

「6 検討結果のまとめ」を実施することにより、市の使用料はおおよそ3千8百万円の収入増となる推計結果がでました。

各施設の使用料は、集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東では約1千万円、福祉会館では約3百万円、公民館では2千5百万円の増となります。

また、減免率は、それぞれ施設で90%台後半から50～60%台に減少することが推計されます。

見直しによる各施設の使用料の状況

施設名	現在の状況		見直し後の状況(推計)		
	使用料収入額 A	減免率	見直しによる増額 ※ B	使用料収入+見直しによる増額 A+B	減免率
集会室	67,300 円	96.4%	619,768 円	687,068 円	63.5%
地域センター・ 元気村おがわ東	1,082,300 円	96.5%	10,040,341 円	11,122,641 円	63.6%
福祉会館	1,559,300 円	89.3%	2,987,107 円	4,546,407 円	68.7%
公民館	1,247,500 円	97.8%	24,489,010 円	25,736,510 円	55.3%
体育施設	49,508,030 円	7.6%	-	49,508,030 円	7.6%
総合体育館	52,513,800 円	14.1%	-	52,513,800 円	14.1%
八ヶ岳山荘	765,700 円	38.4%	-	765,700 円	38.4%
合計	106,743,930 円	51.6%	38,136,226 円	144,880,156 円	34.3%

(19年度決算額から算定しています。)

※減額免除をしない場合の使用料総収入額・免除団体の利用構成率・免除率

## 8 委員の個別意見

受益者負担の見直しにあたり、総論的な見地から検討内容をまとめしたが、委員から次の個別意見がありました。

○公民館、地域センターの利用料は、90%以上減免が適用され、利用規定が形骸化されており、大きな問題点を含んでいる。

また、現規定における利用料の免除は、負担の公平さが欠けており、次のとおり利用料の免除基準の区分けをする必要がある。

- ・福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者、これに関係する連盟、団体、サークルは100%免除対象とすべきである。
- ・趣味的な活動、歌舞、音曲も含めて、趣味的な活動である文化活動、娯楽活動は50%負担とすべきである。
- ・財政基盤のしっかりした生協、農協、連盟は減免なしの100%負担とすべきである。
- ・小平市の文化協会から補助金を受けている団体、連盟、サークルは100%負担とすべきである

○各施設は成り立ちが違うので、減免基準が異なってもしかるべきである。

あえて統一化を図るのならば、減免基準で共通するところは、ある程度統一化ができると思う。公民館と地域センターにおいては、ほぼ公民館に準じているところ、一部重なっているところは、統一化を図るべきであるが、体育施設、福祉施設とは統一化が図りにくい。

公民館と地域センターの免除については、PTAの集まり、自治会の集まりとか公共性が高いものは今までどおり免除してもいい。



ただ、公民館については、趣味的な活動の範疇とか個人的な楽しみが、公民館の講座からさらに活動を続けていくようにしている関係から、公民館の講座から生まれた活動は、地域の活動に参加し、公民館の運営にもかかわっていくことから公共性がある。しかし、おけいごとだけの団体であれば、料金を減免から外すべきである。

減免の基準の設定はある一定のルールが必要であるが、減免の基準が多くなると市民が公共施設をいつでも自由にだれでも使うことができなくなり、利用する団体が減少することが気になる。

しかし、本当に使用料を払わなくてはいけない団体に対しては、減免の基準を厳しくするべきである。

なお、公民館の講座から立ち上がったグループが、利便性を考えて定期的に地域センターで活動する場合は、公民館の減免基準を取り入れていくべきである。

○地域センター、公民館での免除については、自治会、子ども会、PTAなど公共性があり、多くの市民のために活動している団体を有料化することに疑問を感じる。

地域センター、公民館において、使用料がそれほど高額ではないにもかかわらず、個人の楽しみの範疇にある趣味のサークルなどがほとんど免除という状況には疑問を持っている。

これらの施設では、利用団体を登録し、免除の判断を考えていく必要があるが、個人的な娯楽での利用については有料が良いと思う。

○利用者の受益者の負担は当然である。

使用料の算定基準については、民間ならば原価にプラス何割か乗せたプライ

スをつけるというのは当然である。市の施設では公共性があるため、原価の何割かを減免にするという減免基準を行っているが、見直す必要がある。

公民館は1館年間で約1,900万円、地域センターは1館約1,200万円、合計で公民館約2億1,000円、地域センター約2億2,000万円強の持ち出しをしている。今後、市の収入増は望めず、将来の負担を考えた場合、受益者の負担は当然であるので、減免の基準を厳格にしていく必要がある。

また、効率アップ、人件費の削減、市民に対する精神面のサービス等々いろいろと考慮すると、縦割り行政ではなく横断的な行政運営をしてほしい。

○市の財政は、現在右肩上がりと考えられる状況ではないが、市の構想どおりに施設を建設し、メンテナンスを行った場合に、100億円位かかると聞いている。このような現状の中、構想自体も見直していく必要があるが、建設時点のイニシャルコストは、世代間にわたって負担していくことが良いが、ランニングコストは、利用する世代が負っていくべきである。また、これらの経費は、子育てや高齢者施策などの予算を削っていることになるので、利用者が負担すべきである。

○受益者負担の問題意識を持ったきっかけは、このままでは財政が立ち行かなくなるので、応分の負担を市民にお願いすることが出発点であるため、行政側も市民側もきちんと出発点を確認できるような検討の進め方を意識していただく必要がある。

こういった議論は他の市でもされているので、例えばコミュニティ行政と教育行政を一本化して考えている先駆的な市などに学び、一定の方向性をつくるときには、ぜひ参考にしていきたい。

小平市が、税金をかけてでも育て守っていきたいと考える文化、教養につい

での範囲を条例などで定めていくことも必要となる場合がある。つまり、市が税金を投入してまでも守っていく文化、教養があるとするれば、その点を明確にし、該当する活動についての使用料を無料にするのも一案。

しかし、社会教育法が定められた昭和20年代から比べれば、現在の社会は大分豊かになったので、自己啓発は自身のコストの中で行うという、市と市民との線引きが、市民との協働の中で共に見出していけるように考えていくことが必要である。

## 9 資料

- (1) 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿
- (2) 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱
- (3) 検討委員会開催スケジュール

## 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿

	氏 名	所属等
委員長	渡辺 孝義	東京都市町村職員研修所特別講師 中央大学経済学部客員講師
副委員長	亀山 典子	株式会社日本総合研究所 主任研究員
有識者委員	友岡 一郎	月刊「地方自治職員研修」 編集長
市民公募委員	柴田 昭雄	
市民公募委員	古本 和子	
市民公募委員	水田 昌	
市民公募委員	森野 やよい	

(敬称略・市民公募委員は五十音順)

## 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

平成 21 年 6 月 1 日 制定

## (設置)

第 1 条 小平市が徴収する使用料及び手数料について受益者負担の適正化を図り、市民負担の公平性を確保するため、小平市受益者負担の適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 使用料及び手数料の額に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の減額及び免除に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、使用料及び手数料に係る重要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員 7 人以内をもって構成する。

2 委員のうち 4 人以内は、公募により選任する。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

## (会議の公開)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

## (意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (設置期間)

第 8 条 委員会の設置期間は、平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

## (庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

## (その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## (施行期日)

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

検討委員会開催スケジュール

- (1) 第1回検討委員会 平成21年8月11日  
庁内検討結果について
  
- (2) 第2回検討委員会 平成21年10月1日  
地域センター・福社会館・公民館・体育館等の状況について  
①施設の概要②使用料金③使用料免除状況
  
- (3) 第3回検討委員会 平成21年11月2日  
利用団体等の意見聴取  
各施設の使用料金・免除状況について
  
- (4) 第4回検討委員会 平成21年11月30日  
検討課題について
  
- (5) 第5回検討委員会 平成22年2月9日  
検討結果のまとめについて
  
- (6) 第6回検討委員会 平成22年3月15日  
検討結果のまとめについて

## 免除・減額の例

## 【例1】 前回の検討結果報告書（案）と同じ

## 各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・社会福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体</li> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>



**【例2】100%免除は、障害者・官公署のみ**

各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・社会福祉活動を行なう団体</li> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体</li> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>

**【例3】100%免除は、地域センター等・公民館は同じ**

各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・社会福祉活動を行なう団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体</li> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>

【例4】100%免除は、地域センター等・公民館は同じ

+公民館は社会教育事業団体

各施設別使用料免除団体一覧

	100%免除団体	50%免除団体	免除なし団体
集会施設、地域センター、小平元気村おがわ東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ</li> <li>・社会福祉活動を行なう団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、P T A、子ども会</li> <li>・地域活動・福祉活動を行う団体</li> <li>・障がい者団体</li> <li>・官公署</li> <li>・一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・娯楽を目的とする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利団体等</li> </ul>